



事言笈

古多

5
700
R



湯武革命論

中書義先生述

易曰湯武革命順天應人

而論其獨謂武未盡善而集註

合湯謂之者何耶夫湯曰放桀武

曰伐焉革命之權雖同而放之與

伐則異矣此所以獨謂武放事

答齊宣問湯武放伐曰誅紂而不

及伐桀蓋示此之由也然伊尹之放

本卑也權盡善者也湯放桀得天

下則雖有放伐之異而遂與武王

同矣此所以合湯言之夏曰后氏

周曰人曾謂此也晉之稽仲散非

湯武得國利之李易安詩歎仲
散之薄殷周也石曼卿咏伯夷言
居湯武于文地來死唐虞揖讓堙
程子嘗謂湯武之別而又稱曼卿之
詩朱子嘗論湯武之別而又稱易安
詩則亦可以見抑揚之微意

信景謹曰學者謂湯武也未嘗
及聖賢之微意而妄為私說且
不能味程朱之微言而謬論之者
多矣我敬義先生國朝道學士
也先著此論示門人而世學者未
凡讀之僕一讀再誦而多年之

疑忽解如春池得東風也讀
論並者不理會此微意則指
面牆之徒耳書以予同志

元祿辛巳春三月望

天野信景謹書

○天武天皇元年壬申六月丙戌於朝明
郡迹太川邊望拜天照大神日本
紀私記按斗智德目記言二十六日辰
時云今云朝明川ハ即迹太川也
或問木織冠病甚一時發一別
俗一る一乃一の故一に天智帝弟一の云一故
彼家に遺一一一仙真一の為一香炉一と賜一

をいふ實の答浮屠氏が説くはじ
終に正史に載る所が如何なり

日本紀と梅原に十月十五日東宮天皇
穿と遣一^{大織冠}賜り大臣位
と授大御小剃髪の人小冠及び官と
愈さうあんや是と以てお家一なま
ハぶらうゆけ一^次の日十六日辛酉
薨り日本世紀曰内大臣春秋五十私
第に薨せり^遷して山南小墳を天
何不^不淋^不整^遺老嗚呼哀哉碑
曰春秋五十有六^つり況其神像僧
形^るらん且金香鑪となすハ薨後

平河内大臣の家に幸一^{蘓我赤}
兄の臣^として恩詔と宣一^め
仍てなす所の^賜るり佛者人と誣て
賢主名臣と^こら徒とせん^とす恐る^き
かや

○祓除に紙人^{紙人}と用るハ災殃と^は人形に
ま^てて我^事と攘退^るの意ありと
故後世天兒^{いぬ}るも^はおに小兒乃
不祥と^らん^となり如何曰似て^非
叙日本紀に曰先師申云人形者所
謂素戔嗚尊之盪觴^盪手足之爪
贖其罪身代之義也号贖物是也^云

此れハ祓除の紙人ト天兒トハ各別の
もの也

○正長元年六月 祢光院不豫乃何

僧一休葵一して彦仁親王と儲君に

定めをりし委く一休の形に
善め見たり

常盤木や本寺此指摘とてよ

世に継竹此園ハ一休見にも

とみしと云此名依今に傳てて系師葉
長房が藏にあり

小寺トハ邦良親王の御止之乃弓あり

より彼和歌椿葉記續神皇正統記

るどにハ願せり

○曲礼十年曰知白学于曰弱白冠

朱子知の字弱乃字と句絶あり

とれしハゆふ九書と讀者其句

讀とゆくとさすべしして安りに

とみたり其不意とくしと

り多し私に曰易蹇の本義に足

不能進行之難也といふ誠すも

事あるハざるの難ありと讀ハ非

敬義訓点進の字と句絶とせり

是より極まりに之の字ハ本際二字

行の字と進の字にけり祓て可

なり行の字下字あり故に之の字上

にいびきてゆくものゝまじり
解讀得べし我國俗文之の字と
置にわまりて用り多し是を
從來おとし文法よりたかりて假名
乃の之書と真名字書の法と得
あやまりてゆり也と或人しりても
あつたまはるなり

○正月門松そらりし藤原北家此方に
まがふに松しといは貴れ家ましし
朝家にハるりしや今も 朝庭
法門松まらりしといふわりの松も
藏王和歌集に年身託の歌とのそ

大内やりしき山おね代草
ととを人ふゆきてまらん

初代草ハ正月二日右内は榎松るり
門松ぬり也とまらり 大内のは門
ふむ月二日松たたまひしりあり
志しんてり是も又わらだまの本に
して門神乃いりらげり付多り
ゆらねらる

○神代卷有伊弉尊神退之後諾
尊至海濱滌去身之濁穢之事説
者徒知爲 我國被禊之起原而似忘
我國葬事之故謹按魏志倭人傳倭人

死已葬則奉家詣水中深浴以練
沐云晉書亦謂之云已葬奉家入水
深浴身繫以除不祥是實合我故
知我古俗皆如此故傳云諾尊始祓
除以此見則諾尊投杖投帶投衣等
亦我古俗葬事畢則舍衣帶及杖
履故事也今世會葬之人脫屣履者
其遺風也又今野俗謂棺稱船按
隋書東夷列傳曰及葬置屍船上陸
地牽之云今所稱是也船戶神之号
宜致思也
或人云のつひにうたはるは卯月乃花

いりりりこきーが歌書をいいた
るが証をありやと尋し何ゆりに
神奈知月志をいいたるり
山河多しうけてるけ

此歌續千載集三に千本流の僧波が
うありうん之ゆるともきうゆりー
天照皇太神伊勢に渡りまことりハ
異邦ゆもうくまわり防氏が武備志
小伊勢乃皇太神所居るりこきー
朝鮮の申叔舟の海東諸国記り
東海道ゆりまうして有る天照太神
祠国無貴賤遠近皆来謁しり

にこそ 我國の貴賤と未だありし頃の
人乃國を以て侍へきしころより
是れよりして去りて戊寅誕生後此
七日 神宮とありしなり何

中枚照始白銅鏡

一 關天關六合清

乃古傳風君子國

今時況又遇文明

と誦し侍り多るなりと名に所
ありて侍り未だ道里程抄し題し
侍り

○雲莊劉氏曰著之數七七而四十九

卦之數八八而六十四七數奇故其
德圓而神八數偶故其德方以知

見胡方平易堂啓蒙通叙

○羊宗石創宮觀以處新法之異議者

非泛施之士大夫也其後朝臣以罪出者
多差宮觀其初出令也則曰優老阮

豐元年二月辛亥詔年六十者聽注

差宮觀以三十月為任無得過兩任其
後不拘此令 宋晉陽王採燕翼貽謀錄

士大夫之家不幸出妻為之子者非其
親生猶可不服苟其所親生而視之恕
然則非人類矣張永德父類先娶焉

氏生永德為穎所出求德知鄧州麻作二
堂左繼母劉氏居之右馬氏居之不
敢以出母加於繼母永德幸二母如一人
無間言時大臣母妻皆得入謁劉氏存
日馬不敢同入禁中劉氏卒馬始得入
謁太宗勞問嘉歎封晉國太夫人此可為
人子事出母之法仁宗景祐三年九年
集賢校理郭稹乞為家母服詔兩制
御史大常寺禮院議詔自今並許解
官申心喪宋晉陽王棟
燕翼貽謀錄
關方倍親順適其君易牙殺子
微幸擊牙自宮求寵是皆小人

佞者只要悅其君以窮寵極貴
而未嘗知非人情者也時君不辨之
則以佞邪為忠正招大亂者今古其
幾人乎

○我國昔有愚而為礼者則命將帥
使伐之其乱或旬日一二月或一列二列
而已彼有至奧列之兵五七年者然他
列不及動于又自後白河之朝源平
之乱動東西而五六年是固甚矣然
後醍醐勇而無道只貪天下故乱而
衰者已五十年實不亦甚乎雖然新
由足利互挾王而挑是似未忘先世

餘風也足利已衰大文家自尊權故甲
海一時亂所謂應仁文明凶亂是也至
豐臣氏一統宇内實百有餘年非王
非將一邑一鄉各立而尹尺挑寸子繼
其父而貪家臣殺其君而自立骨肉
至親互相鬪我國未嘗有亂也於此
政典史書盡亡矣今世謂我風稱武
國者不神武不殺之謂是季世凶亂
狹之俗耳不亦痛乎

○金作山云魯論齊論至張禹始合至鄭
康成則以魯論考之齊論右論為之
註三論始合為今定本

○元祿庚辰の冬度會延昌神主
同尋よりあり其略

神代卷上卷末の一書に云于時神光
照海云汝誰耶對曰云

此一章愚按云大三輪神八國より
素戔嗚尊の所子の木杵主神を
こゝに所謂木杵貴ハ八嶋野命平
世の孫乎然レハ三輪ノ神ハ祖神
也故に曰吾是汝之幸魂奇魂也
云々の汝が祖神の灵と云ふが如き
少や此神語ハ神明憑談ありや崇
神天皇純の木物主の神の託宣又

神功皇后紀の三月壬申朔しる
條下に誰神也云云谷日等の語
際今此章に似たり蓋し木物
託して云大造の績と建つると
得るハ吾神助るりと告たまふ
り木也貴命我祖神の乞しぬ
小三諸山神籙と營て祀と奉
たまひしと云くろくくふ欲は章ハ
木桑田事本紀趣し見之ずり且
此神之子即其茂君大主輪君と
いふ八九世の孫大田祿古命と木
物主木神の主と云たまひ其

孫木鴨積木友生二人に加茂君木
神君此姓と賜ふくハ大三輪の
神社あるの沼子に二姓たりと書
くぞろ文法と見たり又姫
齋五十鈴姬命の九字ハ其茂君
等の沼子にかくまひの三輪の神
と大物代主神と古書にハ直に
大物代主神の女と云ふ事又事代
主神云ハ田事紀第四神系圖の
文と取つて書かたりと見たり凡
木物主木也貴ハ素戔嗚尊の子孫
代々の号るれば一人のりたるハ非

るの神宮の所傳如何

又初本皇神之平國ヤ云是八甲

事紀古事紀としに三輪の神間

谷より前にあり神代卷に先女彦ツクシメヒコ

名命ナノミコ敷力シケチカラ此コノとあり一次に許ヤ

此コノあり終りに至りて又女彦名

のノと委クく言ハつら故に初ハツの字と

置シて又ハより未疏ミヤスらたタるル

ありと覺ハへハゆる

趙汝愚詩江月不隨流去天風直送海

濤來朱文公愛之遂書天風海濤字

於石今人不知為趙公詩也楊慎冊
銜總錄

按鼓山志十云同林擇之姚宏

甫遊鼓山紹熙辛亥九月二十日

趙汝愚餘人不知
福が

幾年奔走厭塵埃此日登臨亦

快哉江月不隨流水去天風直送

海濤來故人契濶情何厚禪容

飄零事已灰堪嘆世人只如此

危欄獨倚更徘徊

刻石門左

先に福有ホクナラ志シ見ミしに趙良の

全詩ハツりリ又林希シ天風海

濤亭小題ハツ詩と鼓山志シ見

乃の志ハ棚僧永寛禪師が纂修
すの所覚名ハ元賢

支院 倭俗ニ未寺也
鼓山志下目

○天王殿云有羅漢泉相傳有僧來此
以手指而泉湧故名云

我國所々泉あると空海杖少て
堀り井ありなどふりの多し

異域同談々浮屠氏が異と語る孫

ら

今るて著し侍り上下ハ素襖乃
袖を略しおんきて家断家同
明々著けりとも織田家の付ら

より前もや武士のまがこと比上下
用ひし肩衣如袴ハ信長志そあた
まひし他侍人多くと織田真置と
ら

○今倍扱箱とも用ひ侍りハりし肩衣と
竹に扱ておせ侍りし中ハ板と
扱をとして侍りしと敬公の老
臣中木和守箱と作り扱て衣服を
とも入て僕者にもをたるよりせん
いろくちりて責介とて調度の
たくしてつかざりりのとるありと
されハ初竹小扱し名とよけれ

少や古代の志してハゆるん

或問先如京師略尋旧跡東山泉

涌寺自後光嚴以来天子山陵在此

山中然後來園院封墳在京北大應

寺裡其故如何予答文明二年此帝

崩當時泉涌寺依四祿葬大應寺

境地是旧悲田院也山霞謂後花

園御葬送之事者有感慨親長

記文明三年四月二十一日參大原御墓

即此山陵也

之祿辛巳四月三日續田前備後寺

平信秀百五十年の遠忌尾城南

石松禪寺を移れり

天文十八年三月三日卒せり今茲四月
と月ひるハ故ありて然り

彈正忠信定の子少して贈大相

国信長の父ありされハそのカミ

まゝくはまのそく人乃お指

録る時うり代かきりやれバ

法号をたをまそまのり昔と

んる今をにゆり人乃法号

るじにハをまかぬ人まで

つひゆるい

朱子曰経籍古人言学守方自説

命始有語類七十九

詠命曰惟学（アツクテ）遜志（シヅカニ）務時敏（トクニ）云云論
語学（ガク）而時習（トクニ）之学者講（カク）之時不
解（トク）学惟学（ガク）何事（ナニ）胡乱（ムソクニ）説（カク）去（ク）嗚呼
学（ガク）所以明（トクニ）人倫（ニ）而今以記聞詞章
為学（ガク）朱子於（トクニ）刊山（ニ）垂示（カク）時人（ニ）者（トクニ）
深切著明也其講辭在（トクニ）文集（ニ）今日
讀書（ガク）之筆（トクニ）未見（カク）之者（トクニ）多矣然云
自学（ガク）朱子（トクニ）未見（カク）朱子（トクニ）之書（トクニ）豈
知朱子（トクニ）之微（トクニ）乎彼所講（カク）者蒙昧
耳詩（ガク）古文（トクニ）真室（トクニ）之類（トクニ）耳盲（トクニ）以
導（カク）盲（トクニ）其不迷（カク）者（トクニ）幾（トクニ）女（トクニ）哉

○風雅集云賀茂重保が堂の障子あり

時の歌（ガク）多（トクニ）しものこと（トクニ）書（カク）し各（トクニ）多（トクニ）る
亦（トクニ）と多（トクニ）哉（トクニ）たに（トクニ）可（トクニ）へき（トクニ）う（トクニ）り（トクニ）侍（トクニ）れ（トクニ）ば
我（トクニ）も入（トクニ）き（トクニ）ら（トクニ）し（トクニ）し（トクニ）為（トクニ）侍（トクニ）り（トクニ）ら（トクニ）ら（トクニ）ん（トクニ）位（トクニ）と（トクニ）
人（トクニ）はそれありて（トクニ）し（トクニ）ぬ（トクニ）う（トクニ）り（トクニ）たり
これ（トクニ）は（トクニ）志（トクニ）と（トクニ）し（トクニ）書（カク）し（トクニ）は（トクニ）く（トクニ）す（トクニ）と（トクニ）し

後徳本あり左大右（トクニ） 實定

和歌（ガク）れ海（トクニ）の波（トクニ）り（トクニ）敷（トクニ）ま（トクニ）る（トクニ）ま（トクニ）を（トクニ）ま（トクニ）に（トクニ）く（トクニ）り
く（トクニ）か（トクニ）い（トクニ）と（トクニ）る（トクニ）さ（トクニ）り（トクニ）し（トクニ）や（トクニ）草（トクニ）す（トクニ）か
信景梅（トクニ）ど（トクニ）り（トクニ）に（トクニ）小倉山（トクニ）の（トクニ）石（トクニ）首（トクニ）れ
を（トクニ）我（トクニ）も（トクニ）は（トクニ）敷（トクニ）い（トクニ）ふ（トクニ）て（トクニ）その（トクニ）ま（トクニ）所（トクニ）ふ
歌人（トクニ）と（トクニ）ら（トクニ）き（トクニ）を（トクニ）我（トクニ）も（トクニ）ら（トクニ）し（トクニ）亦（トクニ）ら（トクニ）き
侍（トクニ）り（トクニ）し（トクニ）と（トクニ）ら（トクニ）たり

○今異邦祭幽鬼之際用楮鏝紙錢
及紙衣見其紙衣則一紙圖衣衫冠中
裙裳鞋襪等之形上書文字曰天
地冥冥符變煉撰法有形長短隨體
方圓任身道送上清律令云或又
書多羅尼是道士浮屠之所為也
○柏原天皇八桓武帝西院八淳和帝田
村天皇八文德帝水尾天皇清和帝
乃富小路院盤井院ハ共に後深草院
なり持明院ハ伏見帝禪林寺院ハ
龜山帝教原院ハ花園帝乃其他
聖武と天の帝と号し平城と奈良

乃帝と稱せしあり

○濃列久々利の民傳ふと此の説云
昔景行天皇詠の言行在の時河上に
道遠一水中に鯉魚躍と敷覽あり
一其入江今にりりごと又侍臣鳥帽
子と腕一衣ハぬぎしりりと
此岩御衣つけれ松等今に呼傳ふ
久々利とるると笠木に神祠ハ御參り
れと奥戸と過り多しとて内
裏屋敷と稱し此地今猶存と
按景行帝の時いまだとや一依
説かふと多し
後醍醐院ハ皇子乃り院の宮行

勢よく美濃にのびてゆーまゝ
時多末に権現に詣てたまふ奥平
の邊に御來どじくと呼ぶ地りる
宮に侍今奉又本節のちりめて哉
死と今奉塚是也又本節の妻ぬこ
物にく自春せしそ塚りつ彼女の
歌也

まよひにふりてちんろくおし
まよひにふりて丸山乃月

又本節の弟次第末ハ田立にてこれ
りる塚野に地是るを言ハ坂下
村へ落たまひ士幸淵と陽て戦い

五此天枝洲も落しゆそこと矢淵
と称とをせ川下へ落しまひ日月
此禮とまづちまひとそまが淵
とよ不りつそにて言ハとつとせこ
せまひとそまひはよ

是皆野俗の説にして史にあらざり

或人曰日本鳥帽子ハ紙を作る
りるの紋帽の制其好とあらざり
よとそまひとむる曰再昔制是り
緋布冠と依て作るの堅硬にして
好くともまひ多り小學圖説深衣
冠と糊紙とを以てつとつたに及ん

たり今世學者 我先王の礼書哉
不知應仁以後衰世の俗風を以て

我國此故とわんふいとほさるるは
ぬり紋の幞頭ハ紋帽に異なるはや
度會延佳今の學者身ハ日本に生れ
居るはハ異國人とするなりと嘆
もさるるぞうし學者は心得るるハ
君父の国とてて他姓に用ふるん

。近世の作に元書、秋書、文辨と云書
あり秋書字法の失絶と辨じて文
字乃一助とす夫虎閑ハ當時の禪子
文章の人なり然るん字法の誇書法

乃非實に許多あり我人文字とを
去ておこがゆしとまでわらうとす
さしそとる人の眼にハ誤り多ゆらん
彼書此字を是なりとの一二と記して
遺志に備ふ其之字者也の誤ハ書に
いと細ありて

其曰本朝者是指本邦也如他邦
則異姓相繼故指當代謂之當朝
或謂之本朝指受禪之代謂之先朝
至稱其所克之代謂偽朝如本邦則
自開闢以來唯一姓更無異姓之繼者
則安可稱本朝而簡異之當改作國

或土又邦字類也云

此事先人忘れたる所の有り予
は書どりしめれ讀て他年非
始て知る所の益有りつあや

以新田部為田部則恐有所害

学者我国家皇姓のふがこと略きて

書者多し一を得あふさるり

今人以誕字換生産之字誤也蓋起

於詩生民之篇誕弥厥月朱子曰誕

發語研絶無生産之義也生辰直謂

誕辰慶生直謂慶誕竝誤也云

いあまりゆりしんぶるし

按字書曰龍奔湍也瀑飛泉懸水
據此龍是石上急瀨云

瀧瀑の字實別あり川河峯嶺

池沼なり其義多し胡乱に用る

俗儒の常なり

漢武帝不老不死此藥と秘したれ

と東漢朝いそふりてあま

武帝これを怒りて朔を殺さんとのこ

ま朔曰臣はそん不死の藥を服す殺

を命じても死せしむるは不老の藥

ハまるりと云いしを是朔が心帝に不

死の理あるを志しめんなるり凡

羽が云為りし事多し

○凡王土に生れて忠誠致し命をすするハ
人臣の道也必是と身が高名とならば
命に何ぞす終きども後乃人故をげ
まし其跡とあられひて賞ぢらるハ
君の所政有り下して是とあら
そいふべきにハあつぬや海一とさ
そり加りてさむ如望とす
りまらるあやぶらるるに
前專の轍とるるハ實に有がこ
さあらひたりん

神皇正統記六

嗚呼季世人臣の道と知らす故に
祿乃ために仕とむらおひ或ハ
戰場りて勇とゆらまも只
名と利とのうらまはふして
志とこころあひまう臣の心は
ふ人耻べきの甚しき事なれ
ふも信久しとれはば人とな
らるの如くは欲さき事とふ
ましくまはる

○真に似る中の偽と云連奇に

是れ穂心より衣のまらるるで事順

是ハ用事書の故なり

まご立ゆり侍^{サマ}がかるしふ白に日人
たきおを解^{トク}おひの烟^ケよ
とけしハ事^{コト}未^ミ人^ニなり

カク^{カク}交^{カウ}に鏡^{カミ}お新^{ニジメ}のけらたを

こらざりやばくろまきやそ

手^テ昭^{ショウ}君^{キミ}といふ題^チあそ自^ミ昭^{ショウ}君^{キミ}はありてよ
めり鏡^{カミ}とそそおの^ノ魚^{イサ}の好^{コト}を知^チて
こらしる心^{ココロ}なり昭^{ショウ}君^{キミ}魚^{イサ}のくろハ一^{ヒト}ま
自^ミたおとて^ト登^{ノボ}王^ウに^ニ頭^{カビ}を^ガおろし^シ六^ム魚^{イサ}を
あし^アく^クり^リま^マし^シ上^ウに^ニ足^タを^タま^マし^シう^ウを^ウ一^{ヒト}故^コ
胡^コ國^{クニ}へ^ヘは^ハく^クされ^レる^ルもの^ノを^ヲ賄^モせ^セば
か^カあ^アる^ルゆ^ユに^ニお^オひ^ヒに^ニ立^タち^チり^リて^テこ^コら^ラみ

ち^チの^ノ侍^{サマ}いと情^{ナリ}や^ヤく^ク覚^サへ^ヘゆ^ユる^ル日^ヒど^ド題^チ乃^ノ
歌^カなり

冬^{フユ}川^{カハ}の^ノぶ^ブが^ガら^ラれる^ルは^ハす^スる

こころもあはれはとほぞなく

○雲^{クモ}と^トあり^リあ^アと^トあり^リし^シゆ^ユの^ノあり^リし^シ此^{コノ}
詩^シに^ニあり^リ源^{ゲン}氏^シ物^{モノ}語^ゴに^ニハ^ハ死^シし^シき^キる^ル
人^{ヒト}ゆ^ユつ^ツり

後^{ノチ}車^{クルマ}極^{キョク}前^{ゼン}抄^{セウ}改^{カイ}

それハ枕^{マクら}夢^{ユメ}乃^ノくら^{クラ}妙^{ミョウ}も^モ縁^縁々^々り

る^ルの^ノ糸^{イト}も^モ雲^{クモ}此^{コノ}河^{カハ}に^ニこ^コも

阿^ア角^{カク}より^リ不^フ便^{ベン}に^ニあ^アつ^ツび^ビし

若^{ワカ}の^ノ年^{ネン}月^{ゲツ}の^ノ細^{ホソ}く^クる^ルく^クる^ルる^ル

以

愁眼恨看野水边
浮萍暫合
那因緣
蜀魂殘夢
松風曉雲
無蹤
腕骨仙
仙
作
作
ハ
右
の
歌
と
わ
い
ら
り
ゆ
り
ぬ

補史記
五皇本紀
女媧鍊五色石以補
天
斷
鼈
足以立四極
聚
芦
灰
以止涓水
云云
此本出淮南子

詩玄鳥曰天命玄鳥降而生商
朱傳云
身遺卵簡狀吞之而生契

朱長曰履帝武敏
云云
載震云朱傳
載張子蘇氏之說者亦丁意也
愚伏按

上古之事此等之說多矣
是不巧事
而為說只當時朴素俗傳
後世齊東野語之類
身後學者以其言不經也
強為之辨却忘洪荒之俗矣
或問子信此等之事
子曰莫言信不信
此皆古代俗傳也
我國書神代之事亦似之
說者以為理說者甚不可也
今有兒女稱昔物語而談其本
其始者吾子是亦可為理說
乎古書所記即當時昔物語也

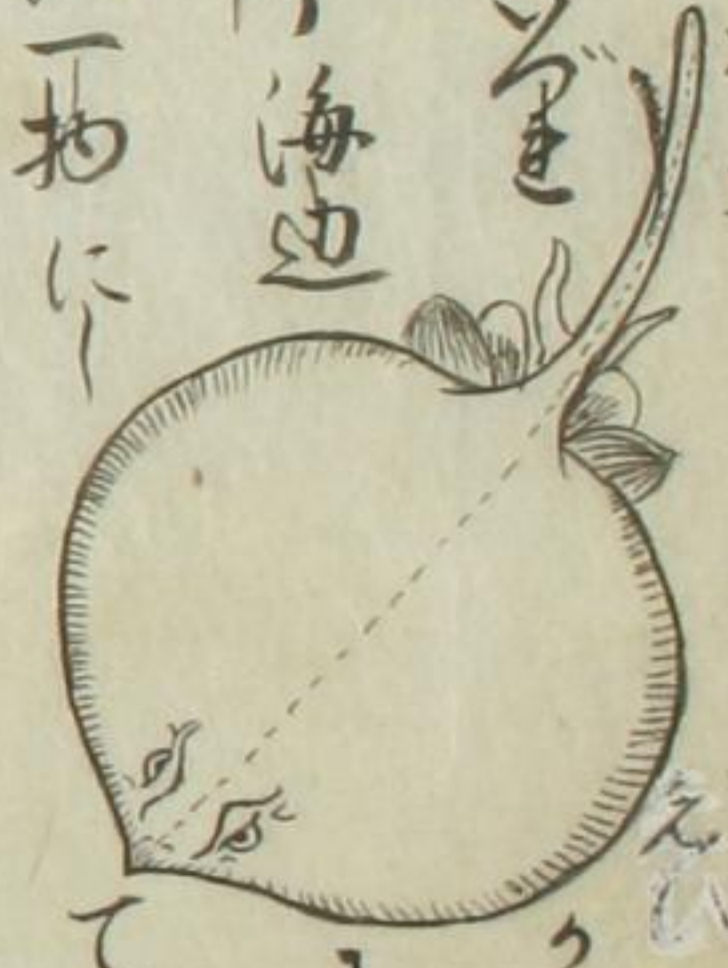
○之ハの魚我國籍の字書
和名集に鱧魚を衣比と訓ざり
海鵜魚と書又ハ

邵陽魚 鯉魚 鱗 鯽 等の字皆えいと訓

す給くとしてさき

りを知りて冷海辺

其魚と見るに一物に



是魚
少て
て数種

あり梅鱸乃銳頭ありて口頭の下に在る

とよにまされたりり所り鱸鱒も大鱒

其おいありて又各別の魚なり丸くして

為に人の志す所の物ハ

と叫び即ちるりにはな

こくくして鼻鏡



さの
たえい
えらたうえい

物と鼻高えいとも飛えいとも其介

極の各と呼てりて形の異なる六

七品もあり今の醫らに本草と見て邊

にそれ某れハ何なりとい其能毒証

とるいと海一物異名の物ありと名

異物なりあり僻俗字とてりて用とあり

又一物此中に数品ありきハき一に定め

がさるり多る今えいの一魚指く此

おと一況ヤカざりともき鳥魚と一

小性味よりがゆるる實におこのりれ

どもを係ハ心しつけゆるず醫も亦一者

乃物語おくくしてお一ゆる癒と

見そ薬とありとさこもあうらぬの

はく多ららん

・蟻之歎日中當大雨苟能驗天時殺身
亦何補也鄭内翰之序予去一午の
季夏小庭に暑とさけ侍りしに牀下
赤蟻三つ二つを見侍りて戯に石罅
かへりて其さやうに置侍りしは
くらり吸い多る皆岩けの穴に
入りたりし時して赤駮其數も
いおて彼石罅をわらひ吸ひ或は
くつて穴に引入れをさうらひ馬埴
ちりといまりてこれとさけい
ぢと赤駮多るまとい且つ且つ
或はいきかへいふされどきり

侍りしをさけいふしり馬埴
くらりこそやちきにかしさるるま
侍りされど群小蟻は爲に制し追ひ散
されておとぐくふげしせりぬされば
衆の如に勝ハ常ありとおひ侍りしが
漸日よけて炎日こゝん蟻穴の辺とて
地をわくくたへる侍りしは
罅かへいしりし小蟻は
指罅ハすあまりて捨たき侍りし
及て雲霧夕立して大雨つら
く侍りしに蟻穴もあたら
んが言し侍りしあられ侍りぬ嗚呼
長利也

暮り蟻の蜜と貪りに争い又有力の者
ありて小人と利を争い侍ら馬燈の赤
駈とおぼしきもの似たり群小かと
ありそなたい侍らぬれハ強敵と
たやしく進退けんばさればあこ
退き侍らぬ後ハ打ちすに利を得
きに時運ありて心のまゝぬハ彼奈
日にたぐして赤蟻其穴にこれ窺し
あしむを侍ら侍らしむる侍らにや
未由長し赤蟻と目こあるをい教い
ハ將のまじおとらしある侍らしに
ありて皆あるくまびりせく小蟻

乃暑を知りて歩しに及ぶりばや
順逆得失ハ人のなるり侍ら志のそ利
と貪るを侍らに害とせ侍らけて道致
そとれなん小虫に侍ら侍らにそ

遊俠

東載 級賤侍好遊俠 註言能相從
侍行 俠持之事

落魄

字彙 他各切音托 落魄 不檢又
匹各切音朴 落魄 不得志貌

又 剪燈新話 一華亭逢故人 註
註 落魄音托 猶言 落魄 即 無檢

束之忌 ○按字書托同拓守承
勿也

籀籒

此符出羣談株餘五僧楚部今
茲辛巳春以彼故事即為我國
之事書一符以粘戸と埴師仕
訂五字也夫符章方士之術而見
異邦道書 我國陰陽家亦傳
之者間有之世人不知其本徒聞除
疫之名則用符章妄信之噫俗
之不可曉者如此乎

詩賦の賦ハ歌ハずして頌也と賦と云

るる一漢書に及たり程名に其義と
敷布也と賦と云るも及たり其ことばと
あつて云ふる賦と云るれば聯句も賦と云
る連歌も聯句賦のおとれるれば賦と
しどいひゆるゆと連歌師の秘訣と
或人よと聞ハ賦と書ハ習なり目下賦と
云ふやして日本武尊新治のことのハ
連歌の權輿と云る賦の字ハヤマシタけの
文字なりと云實に云々云々も附會
るり或國中世文盲の士云々も云々
云々して愚俗と誣一家の秘事とせ
り云々

或問明之所以告終之故。清之所以定鼎之由。予即贈中興偉畧。明季遺聞等言曰。讀之則當知所以其興亡者。若夫明史記事本末者。盡載其終始。他日見之而可也。因賦一律云。

自民饑隴右 四海金匱兵

彭時亨定中原 奇策云冠之起自

陝之隴右 支隴右之起亂民也。迫於

飢寒云

明順權椿壽

明帝十七至三有餘年李賊僭稱大順三四月而亡

桂成鵲蚌爭

吳三桂攻李自成二氏終為韃靼滅

北鷹冒鹵廷

清太祖起北滿易逐李氏奪燕都自為中國之主

南雁厄金城

弘光帝登極于南京亦為清兵亡南京古金陵也

無鼎得之賊 誰容篡篡夏名

明季遺聞云清撰政王致書史可法

云夫國家之定燕都乃得之於閩賊

而非得之於明朝也云云流綺氏為

万世之定案矣予謂其然豈其然乎

○天滿天神自名之影しよりのせん

多し真偽誰辨せ或人曰菅家何

ぞ自其新と盡たまり後人の附記に

人といひ其真筆若ハハハハハハハハ

家自題其畫像の詞あれば其略

云真圖對我無詩興恨写衣冠不写

情と云

○兼とて畷の空をまらりたりと云ふ此の
集氏の封ありりる一西山集談これ
と辨せりるはむびりたり

○逝川無回流落日不再午人生百歳間
役を自苦朝為樹上花暮作花下
土去任無常勢奄忽成今古反袂
問蒼天天乎奈何許

瓊華會稿にあり丘氏の詩賦

論辨宋の後其右におる人まれり
にやけ詩ハことと感情ふくまへ

ゆり

○さう成成の冬はやありらん閑庭のゆ
きとつゆと人々み々其数三十
あまりんゆりける人乃書さめれ
しははるそと只其河のつたえ
ゆりたるはるるの郷乃魚と海ふ
く我えとつり

月泉 中村氏

○花とすり多きん今知本づらねて
むらりるむしれはのゆき

源勝時 中村氏

○下されはねりゆとさるの長
あははとさるるのさるる

藤宗勝 生駒氏

今物無又こころをいもうつろひて
春にみえたる紀道生れり

皆醉 言本氏

見られどよわきらぐ庭に雪らうて
れいひしこのころハあまじい

尾永悟 藤原安

ゆりゆり雪が山寂風と物たて
くも音やぬ 庭のさし系

尾貞心 菅原安

菴去り一むら竹乃并るむさ
風を記庭にほとふゆを

源尚子

雲ゆら比布山も庭をあそぶら
用い 詠此今物のゆを

果山法師

見ゆつふ憐をたねふくくま
あかむもつゆ乃庭へさく雪

信景

花紅葉まきさくつる葉乃そ此
あけてくまきし庭の白雪

数多ふれがらうに宗勝八五年を
うくまらけ 雪子今ハはをんを三人
うらうらうらうらうらうらうら

そのつらむれゆゑにこれをなれども
まゐりて十人、剛正九人、

陳法一卷ハ景泰二年の序曰七年の
跋あり朝鮮王命して造らしむ

書あり兵家者流のよりさあつたり

中庸序朱子謂道統之傳者是

本韓子列聖以是傳之之意程子以

為韓子非蹈襲前人愚竊意見並

身離婁下有辨明於庶物至王者

迹熄之章歷叙君聖者與末篇之

一章則實謂堯舜禹湯文武周公

孔相繼相承之序者即韓子其所

本而傳之二字自有所見者然朱

子於孟子序說取韓子之語以見孟

子之學兼之孔子於末章圈外註載

程子之墓誌而以見程子之學有兼孟

子焉其微意在語道統於中庸序

取論語及書之語見前聖相傳之旨

實在執中而傳之孔孟以直程子接

統矣與本序序為相表裏而中庸

宗道字本本教化學者詳見之可

百敷

百葉の一人中庸の歌秋はの地

田に宮柱太敷彦波百磯城乃

大宮人者、磯城八所の名有り磯
城嶋と我園乃思考し、せり百官
の座と敷く故石敷しふあゝら
ざり附合し是は傳り

○熟乃字百葉に、訓せり皇極尊也
即此の尊し祢しなり、穂熟の意こ
上右也、稱養せり、に稲穀にありて、
り多し、奇稲田也、しはく、
稲穂此田にありてあり、しはく、
食園、し瑞穂の園、しはく、
小質素氏家の古風ハこれなり、
しはく、しはく、
と志す、しはく、
と説物文

物華養の後世乃、しはく、
於統し中して秘訣し祢し、我道
乃外に別にて家の言し作り、
神道と云其秘し所と、
密家の妄誕或ハ五行家の附會又ハ
宋元明乃儒家の説と取す、
何の傳來の傳しとて人て誣
神と謬を却て古書の趣とこれ
たり人多のされ、
人敬字とせん、
めら道徳とめら、
ありし、

さうハ博學と見ハ書しガ詩文
此等之り多クハ夫し人ハい
まてハ学ぶハ大ニの講習ハ及ぶ
而テもすともわけても利ハ為名
乃為いしハ学文ハ何れも人
知らざるものとわくゆへ言ハ
学ありやいんるしハ此れを
いハ神書と云ハ本伊勢二宮所鎮
座の故代ハ正家の式部也と道
教ノ理と説ク書ハふさるり四事紀
百事紀日本紀ハ我史記るり終るに海
屠丁ハ佛教に習合してハ略其秘と

云ハ其理と云ハ後ハト都家也又
作りて己ハ一家の秘書ありと
志りわくやとるり一なる世又
其中の文盲ありとのぞきて聖
賢の意味に今也是も神道の深秘あり
とて云ハ一終りあせハ世人文字を
或ハ和書と云ハ人々多クハ彼に欺
いと云ハとさるりは毛一理ありや
也ハ林也若るりこれハ國学者なり
ソいて信ず實に愚るりやとるり
やましハ海に嵐北西之ハ
ソるるの浦に舟にるる

新交十九に對する社のいひぬに

録程車に傍りありあり定記に實

此社のみとつるしちひあはる

まじし

○雨

五基子矩切クノ音セ

字彙七渚切イヨノ音セ

珠珠雜字曰雨音語云云

按どうん語の唐音イなり雨

乃唐音イなり

也

雍也柴也寺の也と云

又の字に用ゆら不らう今博

此語ゆ太急也不好とふと通

更誤してゆらう急めらるも

さぞと云又太寬也没干と誤

してゆらうゆらをせおもんくんに

ふぬと云うと云也とまこと誤

との意あり秋來也如と秋

もうと誤と

○辛巳五月十六日那古府下迅雷暴雨

甚しかりし又俄に乾風吹來て樹と折

侍をりてさすりたりしに雷大

以てよふ物さば大に龍張肉の
梅子もろもろて重さ一丁泉より三
四泉もろもろ多かりし存傳り其之休
陰也と云う西京雜記の陰氣ヒツリテ
陽為電カミかどろもどと常のまは
りぬしと云う林國の翁も云ふこと
と砂と云う陸佃ツクムの陽氣ヒツリテ
半珠其粒皆三出と云うと可い合
とろに減り其氣穂子のとろ平た
して丸がに色もえろく氷のどく
かりし氷の流ると俗に云ふことと云
此日雷も所々も落くるもと云う

の方と云うカミと云うヒツリテの
在家教十テ屋の棟と云う破り侍
勢田の森カミの木ヒツリテも吹ヒツリテと云うカミ
敵川の石田カミ中ヒツリテ此鳥ヒツリテ布ヒツリテもヒツリテ云ヒツリテ
と云ふ其夜明けの日はヒツリテにヒツリテ
くヒツリテのヒツリテにヒツリテ行ヒツリテ

論の字論辯の論ハ去声にして盧困
の切一音ロセ論説或ハ討論の論
ハ平声にして音倫るり今書と讀ん
ロニハ異音リシハ漢音との心得て
儒書と讀はしてリシと讀つて可
謝東登ク四書音義と見そ云

或人^レを^レ莫^レ莫^レ室^ニ講^ルじり^ト云^フも^レめ^レど
 厭^ハし^クに^テ魁^本木^字と^テ讀^ムむ^クと^テと
 お^ハし^クれ^バ此^四字^ハ題^考に^あら^ズ書
 肆^ノ術^ニ置^クころ^ノ文^字なり^或新
 刻^ノ字^ト置^ク或^ハ鼎^鏡ノ^字と^冠す^ル
 魁^本ノ^意に^似たり^官板^ト云^ハ監^本
 と^置ハ^ク異^ルれ^ド題^考ノ^時讀^ムへ^シ
 文字^ニあ^らず^皆術^ハ置^クた^ル字^{なり}穂
 積^元菴^老人^とふ^月雨^ノ茶^話に^けり
 洵^リ知^りし^にされ^バよ^ク其^ノ明^人
 元^寶に^魁本^木字^{なり}き^こし^是ハ
 書^庫ノ^人書^がなり^しと^云は^レし^ト

とんさひゆりー

音 兎
 倭 依 い ち ち ぶ

音 兵
 氷 字 在 旁 之 文 と 倭 に 依 いて ぶ

音 節 印 前 却 音 字 あり 倭 下
 に あり 音 下 邑 字 あり

音 罕
 倭 び だ ね ぶ

音 綿
 倭 ウ ち ち ぶ

音 輝
 倭 ま ち ち ぶ

音 赤
 倭 ま ち ち ぶ

大 字 あり
 倭 け り ぶ

音 匿 又 音 疾
 倭 や ち ち ぶ

音 謙
 倭 ち ち ぶ

音 殊
 倭 ち ち ぶ

○**壽** 九壽

右二字壽字巧寫出**珠雜字上**

○或人問吾子先に神代卷と講ぜし時
鯨之川といふの川と讀ハ搥ありて

曰古事記の音注に肥河の肥と上声あり
うひべき由是たりひと上声にもあひい

し引てきこゆ且出雲の風土記に大原
郡斐伊川とあれはまき塊にあらずや

紀伊國小本の圓るれときと上声にと
うてきぬし清うり紙伊し二字がまはせし

○祭祀用紙錢者或以為浮屠法按鼠
璞唐王璞以紙錢用於祠祭豈謂浮

屠法所載叙氏要覽者實怪誕也

法花珠林之説得之

叙氏要覽に銀錫紙金即黃

塗之とあり予は其制を知らず長

濟人今清人の制也法馬紙と專

是と見たる錫薄より金ハ雌黃汁

と塗れる紙とありて法馬紙

とありとあり又た之紙の黄を

錢と略きり付ると紙錢とい

る錫薄ハ我國にハありしに

元祿十二年の秋より京師にて是

と別と異邦の錫薄に異分るん

かゝるていふと滑るりしと杜若ハ別草
にそつちよ花ハあふん福州府志年と
考つて近世燕子花の字を用ひたりハ
あやまり多く是れぬまきつとこの花ハ
語にて垣端の花といふなり或人
云いハさしおろしるるの係名いふ
り多し

○尔俸尔禄民膏民脂下民易虐上吏難
欺

董庭堅所書也南宋高皇帝刻石
頒別縣治民者不可無此心耳

月礼 書叙指南云願視云
曰掌月礼

吹噓 書言故事

會議 居家必用

披露 楞嚴經

初心 同上

儀式 法華

安堵 史高祖紀

印可 維摩經

家督 史趙世家

斟酌 周語
懸香 釋氏要覽曰比丘房內臭云
仏言應四角懸香

右此等の字俗字に用ひて所出と
知れど故字あり人も却て俗字の字

と疑此れを多し今其二三と挙て
童蒙とすすれ

○或人云法慈と通明国師といふべき
傍り何れあるを乎曰此号何れの代謚
以多後漢帝の勅授 柳子休養論に云なり
せしやと不詳西山派立所の金剛
室戒の七牌の中に此書す此外を聖天
士乃謚ハ後相原院の勅授る元禄十
年正月圓光大師の号と賜りぬ

○宋倪思曰文章以躰製為先明陳洪
謨曰文莫先於辯躰云凡為文字者須
先明其躰耳若曰文曰詩曰歌曰賦曰辭
者人間理會之若夫曰註曰疏曰章句曰

集註曰句解等者亦各有一躰不可不知
之今學者註於書者或誤其名者矣

註訓釋也記其事物以訓人疏通也
分也於先人所註者通其未通以分
別之

○章句離其章辨其句使讀者易
見也

○集註集先儒之註解其是者遂述
自所發明者也

○句解每句下添言而解之若去其
本文以讀之則又自連續而為一扁
之文字者也

論弥綸君言而研衆理者也

說叙其義理而以己意述之也

辨執其是非而以大義斷之也

解因人有疑而叙其事其文所主者在

辨叙疑惑解剝紛難也

此等記章之人所恒辨焉也

龍頭の字と日本人心得ありて不書

ぬりとするハ近きゆりの俗なりとを

異邦龍頭龍頭の字と題自其上に

置是書肆のちりも所の字魁本と其

意似たり四良利用註叙龍頭鷹帛

と書一龍頭十家詩選と書類ハ

乃也一上層の書と龍頭と云ふ

異邦ハハるたましく上層の本には字

ありと見て肩注の稱なりと我國此人

心は保りしつゝ今ハ風俗と云ふ

或人誇りつゝ

異邦靈龜神と祭の牌に五方五帝司

命社君と書

劉向説苑十一曰桓公云乃謂管仲政則

卒飯於子矣政之所不及唯子是匡管

仲故築三飯之臺以有傷於民云

信景私曰管仲有三飯之臺者生其

驕而後人為説以文其非乎

同書云晉平公問叔向曰云對曰夫大臣重
祿而不極諫近臣畏罪而不敢言左右顧
寵於小官而君不知此誠患之大者也云

作景私曰嗚呼為人臣者苟忘其職
徒事利祿名勢則固不足言之為
人君者近其佞臣不知危亡將到者
在人又多矣可不謂之至愚乎

。菓子饗鐘

朱註蓋用趙註而闕因以祭之曰
饗者何乎訖饗血祭也云琅邪
休辭十一謂之者詳也謹按語類三
所謂用生物祭云饗鐘此意然

則朱子可不知之乎集註闕之者無用
於本文也且雖古禮而其甚者豈檢
出之附于註解朱子見論周禮者當
知其意朱子或本古註或從諸氏者
固多而其彙括活法非後人之所能
及也

。脚榻

庭訓往來如此書中依之按之れハ
こたつハ火榻書へこほや

。建蓋ハ建列ハり制ハせら茶蓋ハり
高麗茶碗ハハ胡蓋ハりハ蓋ハハ
小ハりハ我國ハり蓋ハり本ハハ

さるべきと蓋し呼べし傳依蓋し一六八の織物さるべきのゆゑと云ふなり

○莊八年在傳云田于貝丘見大豕從者曰公子彭生也杜氏曰公見大豕從者見彭生皆妖鬼云云

叔十年在傳云晉侯夢大厲云余得請於帝矣壞大門及寢門而入云云

杜氏曰厲鬼也趙氏之先祖也云云

又云公覺召桑田巫巫言如夢杜氏曰巫云鬼怒如公所夢云云

予按在傳此類を多矣後世洛屠人中國譯胡書為一家之言者曾者

在傳等書及時俗之說即說鬼怪幽冥及天宮地獄之事此皆依中國固所傳之俗文胡地每所言之誕而深文之巧作之以為仙說焉且混方士之術以立密教盜老氏之言以示顯教禪者清談之餘誕耳

○中家の人曰雹ハ氷の破たるなり雲中忽に凍て此相と云ふにわづら山岩の雪がて氷とらると谷風忽發して氷と吹上たらしり山近き所ハ大きなる氷のそけきり多く落付る漸陰雲に包れて數十里と降行故氷身に細なる那古

府をいふゆゑハ新法ハ才なるもの氷を以て
とソリとすしめたるよりより支人一地に於て
かと思ふ所なり及ぶ其理を以て説くと
るしハ多し

○有生者必有死有始者必有終自然
之道也 楊子論
居子篇

○凡果蔬菜蔬と分ハ其味淡くして
酒膏鹽醋の味も和して調じらるるものハ
皆菜あり自甘酸の味と備へて調味
とすさうその代果とん如此意得て
大なりたがも也

○草名陸璣云如蝗奇音青色好_ニ在_ニ茅
草中

名古府俗_ニうととよ_ニ菱月_ニ龍_ノ也
てその何そよ虫是_ハ京_ノ人_ノこころ
ぐととよ_ニうととも_ニうとくとも_ノ略
の梅_ノうに_ニうとくとも_ニ蟋蟀_ノの事_ハ
して詩_ハ十月蟋蟀_ハ入_レ成_レ床_下と
云い和_ノ分_ニに_ニうとくとも_ノく_ニや_ノ夜
の_ニは_ニ菱_ノの_ニ色_ハなり_レん_ニ草_ノを_ハ略_ス
まう_ニくとも_ノと_ハは_ニや_ノう_ノか_ハ

○平清盛使_ハ顯_ノ章_ノ監_シ論_シ己_ノ者_ハ
清盛暴虐_ハ侈_ニ傲_ニ棄_レ常_ノ国_ノ人多_ク論_ス

毀之故每猜疑已不刻使童子三百人
服赤衣往及道路察謗議者有所
見聞則執之殺之京師為之繁聲不
敢言語昔周厲苛虐為止其謗已
者使平人監謗者以此道路只以目
相盼不敢言語嗚呼不道之行儻
漢同日之談也夫夏王縣鞮鉞以求
言聽箴規之義暴君防民之口恐
其私噫一時雖似止其謗而于歲
傳之更謗其防口之苛則亦何益
之有所未遂死于亂清盛不保二世
而亡矣後世人主有捨禹而學虜

者獨漢季除誹謗妖言法使人得
直言無隱實得治平大跡宜乎其
享國長久矣

平時忠為大理卿好捕盜而盡截其肘
臂放之

嗚呼時忠虎而冠殘忍剋數何
其甚矣時忠者建春店之兒又清
盛之妻弟也故驕傲跋扈遂升使廳
黷同寇之職紊亂紀綱侵害民人
俗仍目惡別當產怨天下賴朝亡乎
氏之日放能登別積惡之報可不恐
乎或曰為政者未必事慈屋而已或

嚴行刑法使人不為逸遊禁其
惡革其習而可也嗚呼是何謂乎
先君子為政以得民心為先維持治
教調護國人只為不忍之政耳豈以
嚴法督責開民之讐憾吾子所謂
者趙高李斯之術也昔秦以用此
而亡矣漢家捨之而興矣或曰漢也
革秦之苛政故者其刑若治世久而
又汙習俗之日則君主一洗之以宜新
民之耳目所謂彼一時此一時也曰不
然君主身脩則民自化今舍君心
之不正徒欲新其民者抑未也上有
仁德之實愛民則未有天下不治者
後世君主以好惡之偏為政棄怒
而行刑故民不勝愁怨未聞民
有憎亡之恨而其國安者矣

○三四十年前の歌謡固より風雅の音
にあらざれども指ゆり予んして甚依る
す近年道路のくまひ物こまきそそ
くしくるりにさき其のハ男女不義不貞
此何と此は是とありるさきすにありハ
人皆くらく心あり故にそ時の詩歌になりて
其風を去りしめしるハさきさびの
るれしやとも知り人ハ去るさきゆに

新編集方を以てたゆむる所定家郷
乃心にかるはざりし其歌實とくく
たつれはるのふも多しいたゆひしと
されば義人のためしるさ元として
て三帝西に持たずいし目さゆき
るしとありしとや
を細いといし人山里にこり所けり
態の指印もてごたうしむじとらり
たりをりし

かくれてもしりくわどの山里に
流るものたれたきくぬ家

○太平の酒醫と業とすり者甚多
其術を驗る病と看るゆりか
か薬種其製と認る方劑其實を
考る抑病家自保護にたろそら
或ハ傷瀆水土風氣異なり故に但
りりしとそを後世の醫ハ方士練
丹此術より興りたりりしハ浮靡の
言と洋飾して書にあらりせると多
しや今一と挙て之を寒熱未往し
自汗倦怠頭痛眩暈し咳嗽血痰
遺精白濁等の疾ハ氣血の虚五勞七傷
此症にあらむや方書是と治す薬劑
万と醫たりりの豈これと知らざらんや

ゆゑに諸虚の引して病にうつる者百に
一も治せざるものと不聞さるる方書の治
療をもとつてびんやと疑もさるるに
凡、真精元氣の虚怯より發るの如きは
病ハ庸醫のたやすく治療とせざるは
不能しことりりなり今夏月外感に
て白濁して利せざる所の瘧疾の如き
それハ見あはるべき方劑又たれハ
きりなきにせられし湯藥とて容易に
治せざるなり今醫者先ニ中次後
てめて後退と為すべし其目と徑て
扱はざるに及てハ又云く落んぜり急

に治しざるをいまざるなり今此
醫の考るる如くハ服藥益あるに似たり
又直不正此時氣に感して咳嗽する可
ハ療しずるべきなり故曰と歴られ
候はるるに今この藥の效るべきに
されハ醫書ハ必ず論辨せし言く彼を
是と非とすはざるなり藥餌の氣味
と分ち其良毒と云ふも知らずして
一決三ごりし且今藥肆に賣る所の藥
種新陳諸謬察せしに道々廣固
に及て真假を以てし其真
と得りし其能毒と精く辨せしは俗

風に落て嫌疑と定まりあさばあさ
く食品の中に就て之ハ茄子ハ毒あり
おにとして実ハ五臓の毒と治るよし
車説ハソノ諸家の本草云レ瘰に忌
ムハ見人さるひヤ王隠君ハ養生書海に
却て瘰に乾茄を用りりゆりぬらん今
此醫ハこれと忌り甚ク其毒あり
あさゆらめども瘰中に茄子此あつもの
食いて異りりり又多し生る
茄子と食ハ消化セざらん故毒しる
今これハ茄子にきざらん生冷
乃りの何ハ病者にさるりり
そみ見ハ濕と除き黄疽に宜し醫の
ソハ現の能とソノ方りりそみ見と
現とハ各別の見りり其他傳信なり
用ひまろし文字にりり其真假
知れど其強毒とソハ實に謬多し
是れを以て見ると治療に修製に
さしそあやゆりりりりりり
さしそ用ひるれたるりの醫
書にたいて毒のし薬もるりり
りりりりりりりりりりりりり
今の醫ハソノ大やう屋後りりりり
用ひて氣力とりりりりりりりり

ろりとも見受たり所あり瘡疹に酒湯
 麦汁かきひろりハ醫書にハありと
 倭俗寺らとらりありハ本邦多
 今此醫師甚とありハ病
 根とも察せん死生の症とあり
 小甚とありハ平祝の祈禱と一般
 病もれハ功ありとあり死と
 知れ教ありハ他に利と求む
 小も拓とありハ病ありハ
 しげに馳ありと利とあり
 と此業とありハ不仁の甚とあり
 下や

○尚書尚上也以其上古之書故名焉

此ハ疏也説りハ自樂天が
 詩に尚と讀て平色とあり陸良が
 音義にハ尚ハ音常とあり常ハ
 字すことハ五音樂也

○可漏子 出書考三六日可漏子謂

封皮云
 倭俗と稱紙の紙ハ今異邦
 書翰とおしり紙袋甚風流の
 あり長崎人ハあり得て今籠
 に納むこれと可漏子と云ふも

ひく劉宋の明帝湘宮を建て民
カと貴し一甚奢後と極め且五層此
塔二字を立て自らしかり及び散騎
常侍虞慮に問らく朕此を建て是太
切徳るもの愿對て曰階下此を建て
百姓兒と賣婦と賤くり錢有り仙と
しもの若知あふハすよん哀愍すべき
ゆかり階下の課は塔より高るべし
後ハ何れ切徳りゆんといひ一ハ
明帝方に怒り人として愿と殿の下
に好むを一ハ宋の武帝建康に
問て切徳に何れハ劉宋の貴を

ほかに似たり今世をとも信法師ハ民家
乃るげきいそそ大我寺像此なり誠
事にして大家に在りハ富人に近り利
と細してきり秋をたけりありあむ
かまのあしきいあむとや

鷓鴣子

○木燈圍師ハ播州人牧超俗者といひ
其依の付思愛と断せんとて己が二歳
にたり一兒と事一あり一とあり
呼ハ氏ガ蔽心茲に至れりハ酷く描の
己が子を食ハ木燈ハ悦づき祈るあり

○羅山文集五十九與朝鮮人德夏筆語云活套之字如何汪曰套者乃規矩格式之謂也活者活潑不拘滯之義也言作文者依此套而活通變以用也云云
 寛永十五年

同書六十与朝鮮學士權儀号菊筆語云俄曰我國有三公曰領議政二曰左議政三曰右議政
 寛永十三年

○飾米ハ精粲の米也なり
 ○中書緒言清康熙二十五年丙寅新安孫詒伸所著也詳辨陸丰之邪說且加辨正諸氏未疏悖謬學者其亦宜一閱書也

我國版既始鑄

○高敞の謠阿蘇宮神主山崎なり
 阿蘇神主家ハ成といはげと呼はれ
 ○餅及い饅頭此内はらうのとあしと
といはぬの字なり唐音サシといふん
 唐音サシといふなり

○或人曰いはは何の物也乎曰陀衣在夫
 ちり我國神はありず奥加仙臺飯饅
 山に祀れハ飯饅手部と呼ぶ遠加秋葉
 山に祀りてハ手末坊といふ讀以の金見

羅京師愛宕等までハイハイ名と異ハハ
 ○花押俗書判ト云といて吉凶といふのり陰

陽家専らなり是近身の儀ありと
人あり然り但しなまき人云らく木谷
刑部少輔吉隆ハ初洛東大谷の伶
驗者なり一豊臣秀吉弱冠此昔
其花押と云て必武將と云べし
ソつり秀吉弟と云らる一丁方の將
と云らる一何金と大谷に野
伶驗者なり甲冑と云のて武士と
なり其後屢軍功あり一が秀吉に
属して刑部少輔に任ぜし
り是と云て足れば百数十年前
花押と云らるあり一と云ふ事あり

りろく一相字將字は餘風るん今
後陽家にあざりて甚き事を信ぜ
るべきのむすめや

。謹按とらん上右の氏受田勤力各自其
家と保て其業と坐しなれ戸散西流
め者ありと云く皆其分とありて
天下自所養の人すれりな由
罪と犯せし者あればこれと原して
没入一官奴婢と稱してを使或
逃せし者と獲れば官奴婢とせりこ
のぬに昔ハ奴婢少り一まれに人
買て所養とせられし皆雜事に供せ

有り此と云て當時の子息をくりの甚又
兄に事りり後世の僮僕伴僮の如
内則に所云と見てみるべし世態一
變一民暴政にたりて擾費に瘠屋
郡と田と賣已と妻子と皆人の為り
流傭一或ハ有厨養僮僕と有りて
衣食に供ふ漸して減獲使了もの
欲より所乃人に和しつゝす今家此
子弟兼直拂拭と事とせざれども使
令にくのみり一是少者驕恣小し
長者ははくふりりしり小学の荒廢此
世にありしものとちるなり一朱子其此

下書と著り一たゆみたる人心秉執の常
理に依りて入孝出恭の敬と覚悟せし
め以て**朱子**の基本ありしと理會せ
めん為りたりなるがごとく今をみるに
つぎとふりりなれ今日**朱子**と雖も
人の文字と解て其本旨とのざれば
聞者昔古乃跡と去るまでいして何
れ益あり一俗儒のほろむきとらん海
びとにたがす

予人の需にたり**朱子**の書は海にあり
書て以て之を一及右の中にある
一とすてごころに書とめ

作り

倭書とわけていふは、いふやうあり出葉を
かきて附會せしむるは、いふやうあり
ていおは、いふ漢字に之乎者也といふ
似たり我國の助語なりていふは、
いふは、いふは、いふは、いふは、
是皆助語にして、いふは、いふは、
けて名目とて、いふは、いふは、

周五学

辟雍 大学也 東序 東 瞽宗 西
成均 南 上庠 北

唐六学

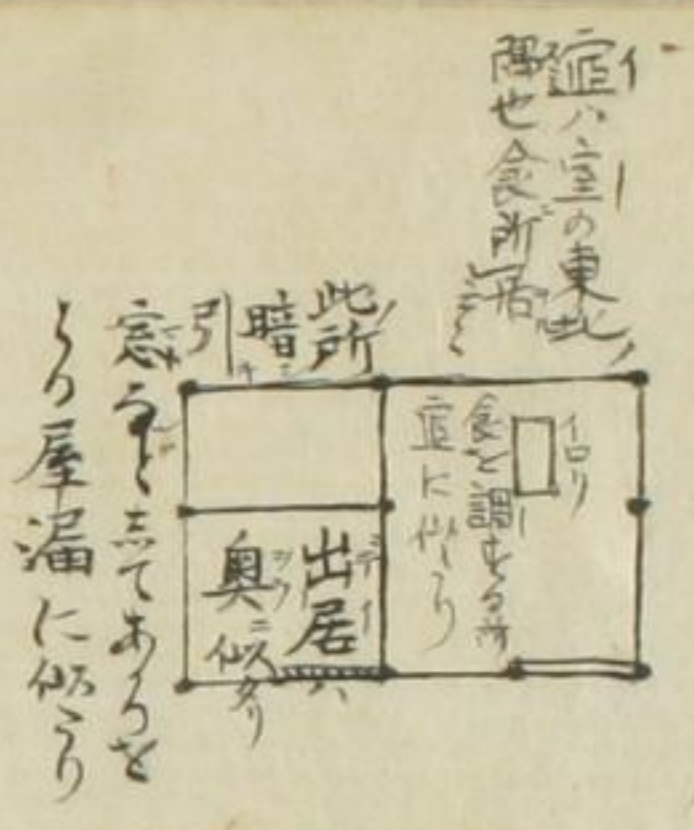
国子監 太学 四门学
律学 書学 算学

宋五学

国子学 太学 武学
律学 算学

按ずらん木葉の序に大小の学校と
いふ説者、只周の学といふは、
後世も同じく心得たり代々同じ
如上今講書乃人經書の事と其
ま、今のりらういふ指如此す
やうに説たふは、支君門に根闡
あり、後世にハる、是と講せば

只君のお入所と恐れぬて通る
 かりりし心得て可るの古制に
 けりされ又りるの室に戸奥
 屋漏ありしは是も古代ゆり
 て後世に其別各別るの是上右
 質素の家作りにして 我國とて
 今民家と云ふに其なげゆ



南向の家は必東南の隅に戸あり西南に窓ありて民俗出居と稱す主人もわら客れやまへきと座せしむるあり西北の納戸るぞいれりて可る所ありてさし

是にて古制のありしをわらゆべし今我國武家如家と云ふれてゆり

古制ゆりしを聞故通せりゆり多しとて書と云ふ考はゆりゆりしを

曹端所著四書詳説、孟子有自所定章、
 余色性也、敬義直曰此亦可備参考、

或人云昔孟子と不喜者温公疑孟あり李本伯常語あり鄭玄蔡圃折衷あり、
 建安余九丈尊孟と作りて其非と發

く朱子これと讀て辨したまふ故に司馬李鄭三氏此非と知るすと得其、
 他孟子と非と云ふありや吾答云、
 平克刺孟と作りと始りて馮休が刪

孟泉以道が誣孟黃次伯の評孟皆孟

子と不滿せり柳子厚が刺^す孟^子八余^は其
か本^に比^ぶく所^を夫^れ楊^雄孟^子と尊^{んで}諸^子
に比^ぶる^を韓^子又^も孟^子と知^りる^を宋^に至^り
て程^朱學^庸論^語に合^{して}四^書と
たま^いて後^は是^を非^む者^多く夫^れ孟^子ハ大
賢^其書^又論^語に等^しき^なも人^或ハ
好^むと^りて誣^辱半^らり^し況^や
後^学著^す所^乃書^或ハ好^む或^誣者^多
きハ宜^る哉

○東萊全集三十七年譜云淳熙乙未在
明招四月廿日如武夷訪朱編修元晦
潘昌叔從留月餘同觀開洛書輯

近思錄 今年甲子
三十八歲

○文獻通考百十曰近思錄十四卷六百十
九條云云

○經濟術文十云近思錄本為學者不
能偏觀諸先生之書故撈其要切者
使有入道之漸云云

近思錄發揮 何基著

同補註 戴亨著

同廣輯 柳貫著

同集解 葉采著

同衍註 楊伯岳著

同分類 周公恕著

是皆近思未疏而多未能發其微况
續錄別錄之作固不朱子之意今
學者只講集解一書而不知他也

○看來周子之不及程子非若蒙引所云
於學庸勉用極致之理未極於發越
榜航後學之未極於詳備而已也蒙引惟
以周子於學庸未及發越為不及程子之
故云不知周子之不及程子以未能如程
子之所得非以未極發越也云云

右見孫氏四書緒言張師曾以為周子
之道繼乎孔顏而程子之學接乎孟
氏之傳者非也如此則道統既為二

流孫詒仲之說是也程子云天理二
字吾所得又稱明道得不傳之
秘於遺經而上接孟子則程子當
時不及周子以此可觀朱子於庸序
不謂周子者後學曲為回護者不程
未之意或曰然則周子不與道統乎曰
不然夫周子接洙泗開河洛者誰得
疑之然若二程自得之道治教之學則
不知周子特發其端而已也况揭中
書為標指續孔孟明道學者非程
而誰私意朱子之學出於李氏而出
藍之青豈李氏之所能及故諸氏不

疑闕李氏以上楊羅二子而以朱子直接子程子也揚羅李固不諸氏之儔然不如朱子至廣至大至精至密矣揮先聖賢之心無餘蘊也知之則以程子直統子孟子何疑之有

。子離妻下公行子有子之喪云

趙註云公行之喪齊卿大夫以君命會云

孫疏云公行子齊國大夫喪其子故有子喪

手驢字子敖者公行子家而弔慰入公行

之門云

右公行子之子死之說也

按蒙列公行子有人子之喪再解從之月

講解義曰公行子以人子而執親之喪云

插註云公行子有為人子之喪云

此明諸家所解而異註疏之意

學者其辨之可也

論語卷伯至德之章集註本主因有

翦圖之志云

謹按翦圖之言出于詩朱子取之

者豈容易然平本憲以為集註

未及改正處金履祥議有翦圖

之志近世正解亦從二氏恐未知朱

註微意而謾為說者欲伏按縣

詩本主在幽至此定宅按甲居作宗廟治宮室作門社等是見事勢固強大朱子曰本主居于夷狄之邦強大已久商之政令亦未必行於國又曰本主霸武王所言中庸言武王纘本主李文王之緒是其素定矣橫渠亦言周之於商有不純臣之義蓋自其祖宗迂幽迂郟皆其僻遠自居非商之所封土語類八似審全氏時世而未及之按史記商自一衰後與衰又有時矣少亡之世雖無事而不似高宗之治則又不可謂確

論薛氏所云讀書者實得集註之旨或曰本主迂都見不依商王之命則當時周家自居自恣而其基業在日大其勢已重可知得焉朱子曰此重則彼自輕勢也夫諸侯而舍封國私為都者豈謂之純臣本主實有翦商之志分明也諸家非之者曲為回護耳

之說辛巳の四月より洛中上下も隨隨螺螺玩玩いいゆる吾吾尾城下も又も七七七七身身ゆゆりし九國此地ハ童子たに童子りそあそぶりたりとも長壽人ハ好じ

ししし作らばはかゆんぐらと稱して
鉄釘と比はらる立持するどあり
しそふれ投壺の憂にやあはれ京の
人ハ投壺して玩ふ多し

○辛巳六月廿日此物もつに京師暴風
迅雷きて九、京中五十四所人一時
落院の所門二条此城中をどい
落て人も死せしも溺れも又處
落るる生アの民家雷火にて焼ゆり
たりしやかゝるりハきくゆたなや
まれるりも京の人多しをす
つらら

○我國 朝家五節は帝ハ天武帝の時
より起れり神女袖と稱し五愛故
小名とす申政事要略云七に足ら
但し樂に五節は名あらず凡俗に
侍り

○春ア梅アやあつし人乃同いゆり
りどいあきり一云ハヤ一これハ此
以をいし身アる花をいれして
極アる情アのいふきえんをいれ
あひる人しあはれハ中しり

○雑志云嘗妓古者以侍軍士之無妻

者云

戦国軍士は分とわいてぬらぬ
かき女子と取ておまを狩りたり
遊女ハ起りたりあや本唐妓女
そそあそびたり盛なりし軍士
に阿代我固平本東都浪速
あそびハ都會人多き所ハ娼家
ありて娼教甚しされハ花柳の家
小紫雲翠翹以名と飾り清楚自
雪此曲吹喝て玉手朱唇松茸と肆
にすたれ鏡湖の春色と戀心
顧老の實とくくいへ八の名誠

耻らる者歩十万人を況や輕薄の
少年とや指義童如艶曲術術の
業ありて人の心破まはり傳三
敵昼鼓催声急一葉紅蓮出水遅
ありさゆ分桃断袖の情にわされ
きらハる一貨と歩ハ名と穢し
甚ハ余と捨り類えしくるりん
都をま回ハおまをに眩くこま
るく女壯乃輩却て寫實あり者
多し又三代の如風化淳し
文花用けずく分にあや驕後
乃あそびあそびるけしハ小女心

自静少してむさむさ父兄に比之
道徳脩て家と齊し世好詐
驕傲乃俗に入て燕楽戯世業
如く多し南隣と遊遊し北里
を極快す此時丈夫にあらずば
荒唐せざらざる其中謹厚此人あ
れし習氣と愛もゆるるべきん
かにして妾にせよひて室をじり
せしむるはしりてかろくは聞
門正しむる自家奇なり男に
乾坤と始し詩に開雅冠す細
紀乃首王教の端男女情乃正しき

と先しす聖人の微意只こころあつ

○ひるふもはづりりりりりりりり

たりりりりりりりりりりりり

上古治教隆なりし時たも賢はせれ
に愚ハ多し況や季を此民衣食に
こがしく道徳と失なり若此に
發と禍りありはだりし大路とく
らびりハ不性此善あればなり君子あ
りてこれと導き侍るはむかハ
善人しむるはむか上治教の道
下孝弟の行なりわしむべきか

○道経云七月中元之日地官下降

定人間之善惡

孟蘭盆經七月十五日具設百味百果

著盆中供佛

按中元名出于道經西園齋

見于佛經共五儒家之事

○謹按尾張國列東海道東海若出日本景行紀訓

宇祭天義知

第三矣古昔神武天皇東征之日天

種子命天兒屋討海部佩室臣定

國見延長成務天皇五年以小事命

天武明命十世孫尾張連祖其廟在愛知郡勢田鄉宇上千竈神社

為國造後世司也即邑各置稻置後世郡司也

因分郡縣定邑里八郡蓋自此尾

張氏世為國造天武天皇御宇以

小子部連鉏鈞任守

按大室令守一人從五位下少人從

六位上掾一人從七位上同一人從八

位下史三員博士一人學生四十八

云云

府本在中鵠郡

今郡有國衛在村下村即司館回

跡而俗呼曰國衛島

守介等館於此治政施教後鳥

羽院御宇前右大將源賴朝及

為都元帥請命別置守護一人
以並同執國務後世武臣自立
不待官命而私領郡鄉如斯波
氏織田氏救家

斯波氏領國之際遷候官於同
郡清洲今為春日井郡建城武衛源義
統之時其臣織田康平即某氏
義經奪清洲城自此織田氏專
國後贈相國信長任干此其子前
內大臣信雄又居此然前內白
叢臣秀次領之後福島左金吾
正則移住

後陽成院慶長五年

東照神君封從三位前左衛
權中將源忠吉卿侯官清洲城

同十二年 前權大納言 御詳 襲封

築大城於愛智郡那古野在干
侯官初余河左馬助源氏豐築之
織田備後守平信秀奪之天文中
信長居之後使林允渡守監之然
後平岩庄計頭平朝臣親善領
之至此 源公始移居宇光神
君幼子干君為平岩氏
之嗣然慶長五年庚子三月七日

早世也子高岳院

○尾侯
忠事卿

神君男也母室臺院臣大夫臣八

年庚辰生号松平下野守
後任薩摩守

文祿元年壬辰二月十九日賜武州

城

慶長五年庚子封尾州

六年辛丑三月十九日侍從四位下

十年己巳四月十六日從三位左近

衛權中將

十二年丁未二月五日薨於海亭

年二十兮性高院憲室事有公

忠事卿在清洲

敬公諱義直忠事卿仲氏母志水加賀守
菅原宗清女

慶長五年庚子十二月二十日生

攝州大坂始義利

八年癸卯正月封甲府君

十一年丙午八月十一日元服

同日右兵衛督從四位下

十二年丁未閏四月二十日封尾

列

十三年戊申八月二十五日受封

印

十六年辛亥三月二十日參議從

三位兼右近衛權中將

元和元年乙卯四月十二日娶

源幸長女

三年丁巳七月十九日權中納言

正三位

寬永三年丙寅八月二十日從二

位權大納言

慶安三年庚寅七月七日薨於

東都壽九十一葬于尾城良

應山謚忠公

治世四十八年

平

諱光友公長子生母都喜院事由氏

寬永二年乙丑七月二十九日生

尾府始米義

七年庚午九月三日元服

同日從五位上

十年癸酉九月九日右兵衛督從

四位下

十六年己卯九月二十日娶贈

大政大臣家光女

十七年庚辰三月四日右近衛權

中將同日參議中將如元

同年七月十一日從三位

慶安三年庚寅八月二十日嗣封
兼應二年癸巳八月十二日權中
納言正三位

元祿三年庚午九月四日權中
納言正三位

同日十日後二位

六年癸酉四月二十五日致仕

十三年庚辰十月十六日薨於

尾城東大曹坊別墅壽七十六

同日二十日葬德興山謚 正

相号瑞龍 法号天蓮柱願寺

治世四十四年

誠公

諱經誠正公長子母贈相國正女

兼應元年壬辰八月二日壬子東

都始納義延室年七月初日改稱誠

明曆三年丁酉四月九日元服

同日右兵衛督從四位下

寬文三年癸卯十二月二十七日右

近衛權中將同日從三位

七年丁未九月二十日娶 權大

納言源忠壽卿女

元祿四年辛未三月二十日參

議中將如元

六年癸酉四月二十五日嗣封

同年十二月初一日權中納言

十二年己卯六月廿日薨東都市

得館亨年四十八

同月二十六日葬於德興山謚

誠公祠号恭心法号正奉徹應

治世七年

公

御名吉直生母坂崎氏女
万々世

院操二年己巳九月十七日生於東

都

八年己亥十二月四日先服

同日右兵衛督送四位下木

樹殿下賜名於吉直

十二年己卯七月十日嗣起

同年八月十三日右近衛權中將

同日送三位

前中納言為業卿下冷泉為將の嗣

惺太高先その子よりぬ圖書寮に任じ

初將よりこれ心の年成り月此一日

筆試し

往歳曾辞圖籍厨

一朝忽列羽林班

白鷗仍旧冷泉水

黄鳥出幽姑射山

儻歎優歌陪鳳關

漫談遷史近龍顏
青皇應笑無才德
慚殺當初馮道頑

又遊紅林詩

姝含黃秋熟

細涼森木迎

雨輕隨石燕

風響混寒蟬

水學嚴陵釣

陸開李自送

親朋相對酌

世事自忘筌

又

奏刀手自作魚膾

初識越王滋味長

一飽快然還一醉

妄牽曲水競流觴

夏之日影地何處

秋ハ秋夕ら秋夜

今子在少將為无其

九と童形の

湛々河流碧色濃

閑林終日聽松風

長竿投水求魚処

心入渭濱愧木公

中ねしもあはる白んまろく

くさくさく 枯れ打ぬ

と詠せしとくろ秀才のふとといひ

まろくしと書けるぬとらん 筆先

乃子の為経の御あり

○惺齋先生の自かきたまふ歌に

有てしき名はふあはれなふる

不死の薬もやきすちし世経

何のやしやき蒼々顔此

花之實さへ名さるる月

顔子如やしき蒼にせしるる

に身教の巻の花れるハ人め死て

くちやしきかき〇らんさ記

何しとろくともりまてふみた

まい

○豊受権祿直度會延貞 平四 一益石 位下

と得昇仙石と名けく寛文己酉の夏

弘文院学士其記と作まう仁和寺の

覚物法親王勸修寺の濟深法親王

及び明人儒高泉石名の大字と書

一大学類信篤詩と題ししと

丸と當今此文人騷客ハきりまじ僧

侶尼女にかまそ詩かて候くち反

か一數百首の中一二と記して
遺志に備ふ

從二位基量 東園中納言

仙人の^{イニト}の^ニま^ニあ^ニる^ニま^ニの^ニ面^ニに^ニあ^ニり^ニ
ふ^ニく^ニて^ニと^ニと^ニは^ニも^ニく^ニを^ニも^ニと^ニ

武衛次將藤國貞 同右右兵衛督推佐

青白削成高作堆奇峯並聳洞
門閑渺茫律率狀頭立疑是蓬
瀛編地來

給事中清宣通 依京少納言

風流奇觀凝雲煙模出蓬瀛
咫尺天向背幽深多勝境定知

此裡有遊仙

藤原公緒 阿蘇少將

ほ^ニか^ニい^ニえ^ニく^ニそ^ニら^ニめ^ニれ^ニり^ニし^ニま^ニは
人^ニ名^ニの^ニも^ニや^ニも^ニあ^ニら^ニに^ニら^ニ杯^ニの^ニけ^ニけ^ニり^ニ

藤緯甫 冷泉三任為經

峻削雙峰幾雪霜洞中疑是列
仙鄉豈知塵土紛紜裡咫尺壺
天日月長

其外堂上の貴介武家よ、遠江守
源直政 南郡と名もて多くく之の

地下の中流見安正は今京師尊
實の儒士なりと其詩に

泉石素心盟畫圖青眼明吟中無
盡意坐上有餘清峯光千秋色
聲藏萬水聲休尋蓬島事真
壽此天茂

地下の分敷ふいともいふに其
中に

尾清春 京人

山人のうもきか治河やとにかきそ
かこえのうねとともにくづん

卷軸之長 壹丈
文字一行 七寸八分
文字之丈 一寸斗
料紙用唐紙
如此して諸ふりかると侍り

臨摹

臨置紙在旁字之 輟耕錄十七

行一給のりるり文字と寫し
スぬり

摹以薄紙覆上用筆 同上

すきりりりりりり

。點心 出唐書鄭修之夫人之言廟時
俗語也

。温粧

倭俗よ服氣有り唐の崔令欽が
拈記にんたり

。利と貪りて積金人と欺て畜穀息と
倍一羸と計り一生忙々として自休息
すもり得ざる者今商家此りりり

窮め敬に居り入てハ家人と齊へ出てハ
周政と輔るハ士乃有り道講セザリ
士して高の業と習只利と專にす
あり石也ハ放侈ありて酒色にふけ
金と費し財と捨て終に貧乏に苦し
あり故入てハ父老むりまのすおして
若長に在りとい何にありて巧言令色
とつらざり所仰是と好くす風儀を
是ハ篤實此士と以て時宜に通
頑愚くす頭方不_レ會王門事痛へき
クヤ

。輟耕錄二十二元貞丙申武仲祥と

ソ若乃家に犬胎て脇下より子と生
せりよと載揚ごうに釈迦脇下に生
し地浮屠長ぶさる此亦しくおも夷
國ハ異類に近し故かるるすあつら其
他脇下より生れする人同とあり豈釈
迦此とるんや

。孟蘭盆會ハ月連の故事と云して浮屠
長ハ自恣乃僧と供養し以功德にり
先亡の餓鬼界にある者として飲食と
薦りしつる是固より妄誕なるなり
況や今結夏母居の僧にそあらず貪
欲無道の法師をらに相対して彼が

驕者と equal とも又傍家亡者と引導志
て仏果と證せしむるいふ若彼亡
餓鬼にありしやこそ施餓鬼と約す不
決定の引導とやいふ然に寺院の
くらしが檀施と取らに便なき故種と説
ともあけ清々と市て人と款ハハ
や今我國貴しむく賤しむく分て聖
祭りと名れば自恣の僧と供養とら
けらす祖先先亡此位牌と云ふ
いごうたぐりたる戸板の上
けり縁て不敬の祀と云ふ祖先と餓
鬼と云ふて水じけ施餓鬼と誦て

りてあまびわのぶらゝ女子のいふ
と供ぶるに似たり親喜が流ハ施餓鬼
志仍らす後々に盆料と取ハ却て欲
焚くゆり鳴呼落屠が弊かくれ
可痛

盃蘭盆會ウツランボンは或人あるひとはこれに
き蓮花燈と云ふが本は秋ハ必
模して作りなんこと法はてゆりぬ
泥どろづらハ一ひと年としに秋あき御ごら
命いのちに定めごとくわゆる事ことを
いふれと云ふゆりたること
三さんぬらとたれしとあられ秋風

元々しく漸く名焼

るにこれと云ふは仍り多かるが如く又の年
久解ゆること年々其の如くあるを
るるぬらぬらいもて蓮の花焼多く他は
身乃別の三のそれといふもいふや

こゝに此秋を命なりと云

或人深衣と製して祭祀せんこと予に
向りれ予曰、我固近世儒者剃髮
乃てさるれば上下と著すより不修然バ
こそ褊褊と用しんも傍形に似るれば
深衣と調志てきこるるなり又之、蝙蝠
傍形詭をありて似ける、何を仕置此

身こし屋々の服と用いゆる樂敷の古

玄服とて祭つとあられしと朱子怪

志とたゞい只今此公服と着んにいふ

と此、語類八十九、又我、四、位袍、此、字、也

ハ、今、無、官、の、身、素、禪

に烏帽子小、カ、等、又、公、服、を、それ、す、已、に

ててハ用いざりするれば、時依此上下、此

着して祖先と祈んる身やと云ふし

深衣と云ふも武家たりの、カと若也

の紐れば別に帯と云ふんも如法と云ふ

さくやき別なり人の身に深衣と云ふ

脇指、一、た、ん、い、と、か、一、か、り、也、一

されば傍觀を駭きおこすに國制に違ひ
且祖先の月をねむ取と用いゆらん實に
快くざるものなるに度會は延佳日郡
康節の今人不敢服古衣こそ深衣と
名をればわが儒にあくまのさしつら
なりしその其國にて其國の衣
をまふこところのさしつらゆき
なきはなり 我上吉より衣服の制定
きるは近世のちよの服とす此
衣よりをねむるゆき俗客と
るはるをんせしより可くはし
ありし海ありしわらわ我國に生れて

我國のいしき故より鳴呼我古制と
知りてはもとより月をねむ深衣
と用いんすといはるるさしつら
これハ 我國の冠服のりしきを
家礼なりわが得是也深衣と名
されハ家礼をわらわすもたし思ふ
然にや家礼と事く古礼にりしに何儀に
きまひたまふり多りの文章篇拜礼ハ
古今乃變と酌何儀の宜に従い周
制に本つきて自分かど盡へしより
つりにも異と好し上と僭して恥れど
るはるるるれ系れ本意ハ誠敬と

思可如人にかんじらばはつす吾
子夫おれとぞ人

或問吾子先以上無等十二調為韓樂
律呂敢問中國亦有謂者乎曰朱子
已謂般涉調者胡樂之名也詳類九十二則當

宋時樂官用之

銅銃

倭俗銃炮といふ永正七年泉別
塚より始て作りし大永六年九易
より作りしといふ極むるに天文
八年八月薩六國赤尾本の添へ
南蠻此船ありしが賈長に年

羅叔舎く云有りし銅銃能
たり前修理文源朝臣義久此臣種
子鴻兵部差時堯といふ者始て傳
受し後に泉南塚の工入割り初て
流刑に流せしを今ハ武林の
一藝と有りて其巧其妙昔此類に
あつた近世其藝書といふは
よく説く禪法に附合して其
奥とよみれば射法劍術此藝
をとり密法禪旨と以て書と
あつた其の藝とかがり人に傳へ
りうんとして却り他と假おといひ

て仙家のものしりあるしむこころ
標高廣田の社と依中とよねは多ひす
しふ固より浮れり廣田八天照大神の
荒意るり實神功皇居るり秘あり
さて東八西三町乃西にありてあり
思より社と下部兼照が亦二社の註に
兎事小大也貴此三神と祭りしん
きり西乃まの末社に沖夷社といふ雲
の辰巳の田中にあり小祠あり然夷
し八は小祠ありりるる後に本社に
と崇りして夷ハ蛭見るりしふあや
れ知る人に尋ねしん

座摩神社

標高西生郡渡辺にあり昔今此
八形屋の辺にありし中江漢流
町に移し其後今此地に祠と立
しむ住吉煮の標神なり高貴徳
座摩大明神の神号ハ初授るりし
いづよ後世のもの

鷹尾山多田院 川辺郡源満仲之 廟也

後土御門院文明四年八月十七日菅
原在教と初使して從二位と賜り
たまふ

難波寺

今ハ遍明院（今ハ）の寺也

此ハ此邊にあり

能辨郡本代村ハ天海より七里北るり此村
川木某が家数代佳例として十月御
歳重ハ餅と 朝家に献す

幅四寸長六寸五分厚二寸の紅餅に
栗子と五ツ五角に玄（ハコ）管に盛蓋と
おろふまの月三番有阿ハ初まの
百箇と献す中下ハ減者ありとを
且初ハ川某が家次ハ丸丸村の氏と
て献す終ハ切畑村より上るまの
おろふまの切畑村と除山城園山

科の氏よりして京師にこゝ

禁裡（ハコ）方節會終りて其管と

園末にまのいもをたゆらこらやたの

川某が家に一方石と称して崇め

とありしなり

。賜正三位右近衛中將橘頼房正成墓

兵庫にあり元禄四年

水戸

源義公碑と建銘と添したまふ

右橋付の名木ありおろの中三と

おろして遺忘に備ふ

。或云我因信に菩薩号と賜りて

興（聖）正菩薩をたしに授けたりし年
大法師殿尊也正安三年同七月三日被下勅旨

月々々々行基の證ありと云々
年月たしるるに浄土宗西山紙にてハ
濃島立政との興正菩薩又和号あり
として其紙下此傍に智通大也なり
号ありしを云ふれば 和書あり
禁断日蓮義に及たり後醍醐院の
月流の祈りしや一河ありしや
いりしやと云ふるは泉河界井
湯山太経の用山智圓に後村上院より
大乗菩薩澄圓と謚と賜り侍と
大阿弥陀経と震峯とをわしたるに
應安五年壬子五月廿七日化す是鎮

西流此傍より又按此寺と旭蓮社と呼
是ハ智山初宗に入芦山蓮社の宗脈
と傳ふ故社と以佛舎に号せしむるや
是蓮社号此始るなりといふ

近年清より漢と書翰紙と清人手
かき呼るる花葉を莫もれと云ふ
切て五彩ありハ花箋と云我國を
紙の故いりたり小待る書紙あり

後水尾帝修学山離宮御花十景

菩提樹 壽月觀

藏六卷 齋曲閣

洗詩臺 隣雲亭

穴窮邃軒

止止齋

浴龍池

一乃松塢

右十景命明僧南源作詩見
蘇林集四 皇上每乘月花幸
於此 崩後寂々絶人跡嗚呼
王家之御苑指其如此凡人之
園圃死後荒廢而無其蹤者
宜哉

天子社稷土壇方廣丈諸候半之

案禮記下句

凡伯神箕星也雨師神畢星也

以歲竟十二月從百類及童兒而特雉

以索室中毆疫鬼也桃弧棘矢上數數
且射之以赤丸穀播洒之以除疫

東北有鬼門万鬼所出入也

謹無生鬼法經云不生不穢

祥刑字見於經注亦
下同

祥刑只作祥云然詳刑字見於經注亦
可通用也

元符三年七月云吳恭伯為至德侯

先儒體用字或以為出於近世非也乾

元亨利貞演說云天者定体之名乾

者体用之称言天之体以健多用
云

善書集三藏飲酒食肉セシムノ部

樂レ同レ非傳レ佳レ記レトスルナリ

。南史書錄三云鏡鏡乃胡學也胡

俗崇學則擊之而可用於樂拒矣

トシテ今ハ清書氏奉礼ト鏡鏡

鑼鼓ト用ルルコトアル法ト以

其ノ學智不足言也

。今儒者往々佛書ト梵本ト云

又梵字梵語トト云レ接レ小

梵トハ彼レ尊稱アルト云レ難

ナシムルヤそれ梵ノ字ニ或梵

ト作ル符風切又續謀切アル

本ト木得風ノ身ラナリ

清書字音ハ假テ月也譯

々々清淨或ハ寂靜ト云

儒者乃々ハ胡書胡書

胡語等ノ下シ梵ノ字ハ

ト云レ符ト云レト云レ

。大明一統便覽云北直隸ハ符戸甲

一カ八千七百八十九口三百四十二万

三千二百五十四人

。南直隸十四符戸二百九十六万二

千八百一十八口九百九十六万七

千四百一十九人

此南北二京戸口也其十三省
戸口今略之我日本平安城洛
内戸四万七千五百七十五百
四十八人是延享九年九月所
數其洛外又殆足與之相比
況朝廷官家武臣之多非斯
限又吾尾城下市井戸六千
六十二口六百三十七百三十四人
是元禄廿年九月所數也
○今先世異則事變事變則時移
時移則俗易是以君子先相其土
地而裁其器觀其俗而和其風

總衆議而定其教諸葛

信景按古今志風土者為察其
風俗相其土地以定其治教也
我國和銅延長之聖旨亦是也

○論語子罕子曰逝者如斯夫
不舍晝夜

倭訓晝夜とすてどし讀按中久
説苑十七云泉源瀆と石釋晝夜
と書ての舎と釋の字はくたれ
すてどし讀く古訓也但し晝夜
小てまゝすくのみ未註此意に舎
可と竟へけり

塔婆或寧堵婆と云ハ俗ハ墓誌に木
少て作れる也心得塔といハ三重五層
此相輪は有り也なり塔といハ
略決有り魏書の釈老志に慕建宮
宇謂為塔塔示胡言指宗廟也といり
胡俗仏骨を藏て崇宇也塔の字ハ
声を以りて用い字茲に佛堂也といり
ハ初より塔の字ハ物墮声有りし字書
にハ見へたり

。遠別橋の池毎歲其津と多々飯と煮
に盛て池中に流し池水まきとりて
沉ごもされ水乃漏出所まきとめあり

て沉むる津のす所にあつて又其日人
多ク水中にいり入すあり是ハ祈願
のありあれハ糸目池に入ると盟い
承意とれ志づくと水に入昔ハ池中
にまきとりて今ハまきとりて山伏
よりむるてふもいりや此神ハ肥後の
阿闍梨皇山が地とあり一異と祀る
る也土俗云はつ梅どらんを湔祀盛
るり一何人といて祀一遺風るり
今ハさるりもけまじり山伏利為
い人と誣て池にまきとるなり其
所の人流り一嗚呼愚に一祀遂て

者ハ病と石人に祈り事と鮑祠に請
つり丈江淮の淫祠秋公に壊れ石仏の
光明程子に滅す我周巫祝ハ神と假
て幣と貪つ信尼ハ奇と誣て錢成
鈞たれこれと壊滅して民の手
目とあへん悲哉

○世傳管相公遭譖之西州也作詩曰

離家三四月云此則唐詩人杜甫之

作云羅山文集六十五

○世之隆盛也夷狄不侵浮屠不起
東漢之末桓帝好浮屠老子吳之
衰也孫皓立寺求公之輩往出佛

書及五胡十六狄之擢夏而石氏有

佛圖澄符堅有道安呂光有羅什

姚萇沮渠遠遜之徒皆有其所遇之

法門遂至使闔國弘偽教迷黔

黎而遺毒于後世哀哉羅山文集七十五

嗚呼世教衰之日必浮屠盛而

滅其國家也載有史書人君

不察之見欺功德之名祈禱之

術尊信之而迷民心為國費

者幾人乎

○昔寧海帝の前に行りて供所の水

と加持して湯とるなり密家及

いせ依云、竹へて、仙力不思議入る、権者
此る事所有りて、や、極、に、凡、密、家
の業、と、る、所、多、ハ、方、士、ガ、邪、術、有、リ、其
呪水自沸、し、道、家、此、す、る、事、有、り
儲休が秘疑説に云、邪法出於人為故、多
可喜、二、術、余、日、見、呪、水、者、不、施、藥、物、立
使騰沸始甚、奇、之、及、得、其、説、乃、以、指
囊藏袖中、用、干、法、助、之、耳、云、是、以
以て見れ、ハ、空、海、ガ、呪、水、ハ、此、故、有、り、世
依奇に才、ハ、怪、と、好、て、神、通、仙、力、を
云、かる、志、い、く、倫、理、と、や、ら、ば、一、国、家
とあや、り、淳、厚、民、ハ、亦、て、君、に、尊、崇

され、道学此士ハ、も、ん、六、窮、す、あ、
し、
し、

○宋景文公筆記の中に云、漢書李廣
傳、數、奇、注、切、為、所、角、反、故、学、者、皆、曰、
教音朔、云、後、予、得、江、南、本、乃、所、具、反、
由是復觀、顏、注、乃、顏、破、朔、從、所、具、反、
云、

○河東先生龍城録に夜坐談鬼而怪
至、し、い、ふ、条、に、三、人、談、鬼、時、風、雪、甚、
至、て、窓、外、流、螢、如、く、方、り、の、十、万
照、透、け、り、と、ま、る、一、サ、ギ、カ、リ、
に、や、る、如、映、り、の、う、う、ハ、こ、れ、と、り

春山府君判官于于郎 前定録

簡極 同上

泉氏客語曰字不貴情貴於正而已
矣言不貴多貴於當而已矣政不貴詳
貴於順而已矣

豊臣秀吉其君信長害遇して卒せれ
し後乱臣を誅し信長の為に大はり
と
嘗て追慕せし志臣の道と云くやりと
いふ人あり予云乱賊ハ人々得て誅す
る一豈秀吉如くなんや其法を
為すは是と為して法人におひに
くすは術あり其故ハ君父ハ一般の大倫

るらん秀吉己が父の法を
と不聞其祠墓し不知其塔頭
建て追慕せしありしや父れ
追善ハ己に利なく信長乃法ハ後
利めれはいうめくせしなり且後來
織田氏と待り臣僕のおくせし
はて當何信長の追福ハ臣れ欲と
尽すしはあひた一術ありしハ
まされゆらん俗れ身と以て閨白の
名地けがしはらき朝舞とてめて
万人の愁とこの一身れ歡樂とせし
極め 宣哉二代となすべし

河とくしきいりたりし奉政が名道
と因に其談が我國諸士の礼はと
るなりハ大既希吉の野早田より
起りしこのりたるにあらねこのり
より始りたりしことなる

神功皇后三韓と征したる時
住吉大神導九日や神祇道の老
談より史住吉ハ海冥と参り現形也
まじりし海房の流に似たり何
乎日和泉國右名郡南庄開口村に参
真住吉神社 俗名本 明神と云 八事 勝食 勝國長
依命と号す又壇波光翁と稱す神

后韓と征したる因導いなり
神功國の時真住吉の四と宣い
よりいかに鎮めたりて住吉のふ
と一休別祠の傳習あり授け
住吉造替の日ハ社と必造建たり
なり

社今密宗山大念佛寺の鎮守と
なり是行基仏と建空海宗と
まじりたり本神尊とくく仏
地ともなり

以此按ずるに住吉に荒魂和魂の社あり
は社ハ人体にして實に神功皇后導

の功臣なり其事勝の神ハ神代道い
この神乃多るり佐治老ハ指海濱の
老若しいおぼく一人にあらはれハ
又棟田素し日本とよと想あらうり
た前導の多しと得て可なり総れハ
真住吉ハ前導の神其荒魂ハ海水上中
下の灵に配するり凡神社ハ鎮座此
故本言別社もとく多ハ神書の於
むこと考古傳と傳ハ神代ノ真偽
とより総て後これと語之ハ是神
事の一傳也

○華梁銘

從三位神階

近江縣社号

春秋肅祝延

登莫嚴祈禱

百穀其盈

一乃民此陶

膏露時玲瓏

慶雲長覆幬

元祿辛巳秋八月上弦の日廣井

神社遷宮の時神主源重俱に

かゝりて誌有りハ梁牌の銘あり

或人^ハ植^トと^ソふ^モと^ハい^ハれ^タる^ト也^ト

賜^レり^テハ^ハて^ル也^トハ^ハて^ル也^ト

清^クら^シく^ハハ^ハり^テ也^ト

み^じく^さを^もし^たり^ハす^てら^ハ

人問^ハ耶^夫人^有潔^病何^也夫^夫曰^曾

中滯礙而多疑耳未有人天生如此也
初因多疑積漸而日深此亦未為害
但疑心既重則万境皆錯最是害道
第一事不可不知也 道山清語

傳俗されいふまゝと云ふの竹潔病あり
實に疑心より生じ

○每歲三月二十八日四方之人集于泰山東
嶽祠下謂之朝拜ト云

傳俗富士等の山嶽に登り亦其時
ありし後

○黄庭堅五歳已誦五經ト云
成人一行の書とた誦むるのす

かゝ天生の神童あり

○榜列有馬の湯山拾遺とい麻舌三輪の
あ社のぶくくつり紐す延花の神
名式に所謂有馬神社公智神社湯
泉神社と録せし三所太神のゆゑ
麻舌明神ハ香下村ハ移し三輪明神
ハ三田村より移せりハ後をばり
多りと有馬の人修なり

○祓尾東瀬村の密器ハ常ら其
ちいよ上品とす或人日あやうとハ略称
ありハ表とありといハ永平も用山道
元入ノ和の付とて異邦に

磁器の制と習い得てゆりー刹後て
春慶とそやーしや

或ハ泉別塚の人なりと云り

東坡好て戲詭す范氏はひにこれ
飛めりぬに東坡人と戲言してハ必祝
志て勿^レ范^ノ手^ヲ知^ルまいーと泉^ノ客^ノ語
小見へたり范純之の爲事實なり此事を
以ても知るー

辛巳七月二十四日天清くーして風もあ
りー一傘空手に飛い上るると市井
は男女空とぬと仰き見ゆりー雲に
雲とこのさしてゆりゆりーかどに

列仙傳は玉皇上陽号平玉陽号平のりくれ

遊ひて仙とそやー一旦玉陽
傘を執て空に騰るが文
きて傘底に蒼蒼と墮
傘上玉皇が千字と云り
戯れ一語と云ん

一傘騰空雲裡月風
飄紅葉墮清虛誰知
市井玉陽有字不
韋仙千字書

叮々一笑

費一朝

殆盡誠可惜也公對曰陛下富有
天下射帛不足憂所慮者故令

嘗謂有所不當臣備宰府天災如此臣當免羅純上表得罪上乃詔罪已許中外封事言朝政得失

之云 百川集海丙集上

手衣對君之語實人臣忠誠也後世有災則罰失火之家或使僧巫為禱祠而已臣者不敢言政令不當又不罪已口索罪人且重賦稅君者徒恐驚而不慮朝政可為偶有為言者則名以誣謗而重罪之故臣庶事論倖內外互察尤右更欺猶妾婦為嫉妬在職

之臣不知國家大體而專為利名之謀况外臣乎可痛可悲

○人君之學與臣庶異 齊南未生 柳本談記

後世見讀書之者若侍君進講經傳則徒說詞話空語故事而已君命使其講書於臣下之席則亦以先所說所熟而講之私門教其徒亦不異之却曰每講不違千言嗚呼是真俗儒無益之學也夫在講筵直正君體國說臣民之惡談政事之善若對官人講之則謂明君臣大節國家鉅統典憲紀綱

而專說公私戒勸之旨其在私第教
群弟子則當先倫理明義利一導
善道當先聖賢之言所含甚廣
博以一般說去了則不能盡其微
况不辨古今事變不知當朝典故
無自及慎獨之實而胡語說事
可痛乎以俗已治人之學却自欺
謾人夫真氏之木葉術救世氏之
補及清人日講解義者侍君進
講規矩也寧者不講之弊心乃
於無用之地可惜哉

○懷樂むしきおわしに事と

新よはらりて興くせし

世より今猿来れ狂言の
教なる一因とくさるる言
み婦人のいひとくさるる言
學衣の細き帯とくさるる言
長き白帯とくさるる言
わしあがり足百言の地
女とくさるる言
あつ繪とくさるる言
とくさるる言
あつひあつ
三十の前
日々の時勢とくさるる言

可くも近世衣服の器物とい
たはしく凡流年々より新あり
華文日々に増きくはれを今
世人の至極に格子のまきこ
きとてく見侍るが今ぬま
るはまやくたしかりぬま
つ男の衣冠のいづれも女も
重衣ふももとのまき大
かきつらも俗にやれり子
を及くくたしとさ何事
を遠く

○水陸程限備覽二曰自釐断

衣襟三才奠位黃帝疆理南北堯
命南平水土分天下為九別五服
舜分為十二別下文

秦三十六郡漢武帝為十三部兼
平際三十六侯國二百四十七侯
國四百餘所分為十九道唐為
十道宋有四京二十三路元十二省
十八道明二京十三省清改北京曰
盛京改南京為江南曰江寧府十
三省依旧不改之人民悉遵北方
滿州之俗大改觀明人笑我
近世劍頭然今清人皆劍髮而

僅留顛髮，東西時俗有承運
然乎

楊方皇揮塵錄曰：國朝宰相享者
壽者，宋惠安公張鄧公八十六
陳文惠公十二，富韓公十一，杜杲
公八十，宋元獻七十九，李文定七
十七，曾宣靖八十，龐穎公七十六
蘇丞相八十二，文潞公九十四。

知人者壽之宰相，此數人耳。
我朝管樞者，介享長壽者
多矣。若今日在位人，亦將有
數人。

小川坊城

從一位藤原俊廣 七十六

三條西

前權大納言藤原實教 八十三

正親町

前權大納言藤原實豐 八十三

中院

前權大納言源通茂 七十一

高辻

前權大納言源實長 七十七

平松

前權中納言平時量 七十五

風早

前權中納言藤原實經 七十

右元祿辛巳補書所載也。况自此
下武家之老者，士庶之耆壽者，幾
百人乎。頃日看瀨州人三世書，宋
字者，傳俗至八十八歲書宋字與兒輩
漢人指我謂壽考者，衆者實

不虛語

後漢書百十五東夷列傳云傳云

多壽考至百餘歲者甚衆云云

魏志三十傳人傳云其人壽考或

百年或八九十年云云

○又曰國朝名公多厄於六十一韓愈獻
歐陽文忠司馬溫公王荆公蘇軾林而
秦師垣亦然云云

我國自中世以甲二為厄字甚異
之世純物然不謂之東見此云四
二之意也厄字係訓甲二也故
本無其據耳拾芥抄所載厄年

有甲九太一定分厄有甲十且而無
甲二適雖曰者陰陽之書有此
事君子所不敢拘忌也夫禍福
有命孟喜所謂歎壽不貳者學
者具察之見歟妖巫厲信而若
拘忌者不足謂字耳

○淳熙壬寅雜記云其名曰曰乾曰
陽曰天曰龍皆有借上之意

今人別号有以奇字豈不諱之

○周禮掌四方之詔各有其官東方
曰寄南方曰象西方曰狄鞮北方
曰譯今通西言而云譯者蓋漢世

多事北方而譯官無善國語故靡
騰始至而誤甲午事因稱誤也
見魏志卷之義集一今清朝置翻
官通北語者當故年

○自漢至隋皆指西域以為胡國唐有
彥琮法師獨命胡梵同上

梅海峯氏譯胡名之卑而以梵
者起於唐是胡氏一家之說也
中國之士遵之不改者不思之甚
也

○戴氏鼠璞曰唐乘異集載罽中奇
觀多塑女人披馬皮謂馬頭娘以祈

香生搜神記載女思父詎所養馬若得
父敗者將嫁女馬迎得父見女輒怒
父殺馬曝皮於苞中皮忽卷女飛
去桑間俱為蠶俗謂蠶神為馬

明菩薩下云

按周禮注蠶馬同系俗傳依之
以為說予我因歲首早春
為馬頭唱蠶事祝語者蓋有
其所本歟

○和州乃比我尾州大神社也
神名式ヲホム下云之故人
おんじばりむ按世傳子參州

碧海郡子酒人神社河のサカム
トと息せり足さく人ぞ清かり
是を以て考て大神をおり

〇

霍亮學伊才不周用故軍帝立
手奉學周公其足以自文故平帝
篡

宋景文公筆記の中より

〇師友談記曰宋城云鄭子儀鎮河
中日河甚為患子儀禱河伯曰水
患止當以女奉妻已而河復故道
其女一日無疾而卒子儀以其骨埋

之廟至今祀之惜乎此事不見於
史也

嗚呼傳漢古皆用人祀河神者多
矣非礼不仁也謂之祭者得民之歡心以奉宗社
其犧牲幣帛力故聖人先戒民
而後致力神凡以祭之本在於
民而已然殺民以祭神也神相
豈享之所謂淫祀無福人不
察之可痛哉

〇宋真宗朱郎子〇〇〇〇〇〇
〇〇〇諸主競乙假山を嘗て
美とほくや侍讀姚坦云

智刑の血庭子流聚血河の山と。
澤シひりり事國者漢苑子載と
夫禁庭一假山猶聚血の石
りり況之民ハ禁血と聚クキ
本とカざり浮屠ハさハんカヤ

○亦玄ハハ十一教ヲ揚キ云
瀆虚主於河圖作用馬公
漢範主於洛書作華仲默
瀆虚撰法見熊氏經統
第七而用七十撰以十

○奥列相馬

相馬ハハハハハ奥列の地をまりす
ず編列の地名ニ相馬をまりす
師常ハはハはハ領をまりす
とのづハハハハハあをまりす

○同国南記

是ハ亦ハあをまりすハらハすハす
甲がの邑をまりすハ南記に馬野
信時領すハらハすハあをまりす
あをまりすハらハすハあをまりす

○志摩国各志ハ南記に今馬野

柔曼之傾意非獨如德蓋亦有男
色焉云然進不由道位過其
任莫能有終所謂愛之過足以
害之者也

西漢群節二十七倭幸傳

○中天竺國在大月支東南數千里云
一名身毒云云

天竺迦毗黎國元嘉五年國王月愛
遣使奉表明帝泰始二年又遣貢

云云

南史群節二十五夷貊傳

論曰自古開遠夷通絕域必因宏

放之士比肩如好事之臣張騫數
空於前班超投筆於後或結之以
韋室或懷之以利釵投軀刀死之
地以要一旦之功皆由主尚來遠之
臣之狗彘生之節是知上之所好下
必效焉云云

北史群節二十八夷傳

○西行法師亦集仁

心がうやうやわいおのりせし

かどくろしむ我ありのり

はあ上あむに心文字ニツト

あ文字ニツツら合てむしる

よきなりし事あり

○宗養ゆきははいし給の月ハくもぬ

白雲はくうんいとくる連歌に

はりはいむむのりりのりりをを

これに紹也しやう

さめぬさめだだんんのの夜やのの夢む

ととははけけららききうう三さん方ほうつつぬぬききいいととれ

とと志しろろしし又また宗しゆん養やうははいいれれぬぬががどどと

ととししゆゆふふああれれししととふふに

長慶朝臣

かかぶぶりりとともも今いまハはつつくくささしし我われ恨を

○論語ろんご憲けん問もん曰いつつ不ふ逆ぎやく詐さ不ふ信しん不ふ信しん抑おさ

亦また先せん覺かく指し曰い賢けん字じ

抑おさ注ちゆ不ふ必ひつ逆ぎやく料りやう人にん欺き詐さ不ふ必ひつ億い

度た人にん不ふ信しん信しん我われ抑おさ亦また詐さ疑ぎ至し前ぜん

而を自みづか然ぜん覺かく其その情じやう者は是こゝ賢けん字じ

はは疑ぎひひ多たしし如ごと此こゝ又また字じとと入いり

又またそそととききここへへ講かう書しよはは人にん初はつ

字じのの因いんんんへへここ言ごんふふ

○辛しん巳し季き冬とう朔しやく三さん輪りんはは社しゃ實じつ比ひ和

歌うたももつつるる

新あらたたたははじじ杵きねおおのの言ごんははいいふふはは

初はつめめとといいふふとといいふふのの初はつ

命長きたるし、あはるるが彭祖
といふ者、嗚呼、彭祖神道は、
を善くし、時三代と歴ても四十
九人の妻を喪し、五十四の子と矢
ひり、海にぞ然き、然と塵に
長壽ありんす、願にたらじ、又
君に幸せらるる事、漢の董賢が
とき、父子親属皆重せられ、
然るを、己ハ自殺し、一時生か
し、事前漢書、佞幸傳見たる、
且、祿位と得て、後あともありん
る、又人徳、んや、夫、秦政の六國と合

て、天下を、己ハ、人間此、徳と極ま
終に、萬世此、教を、うけたる、尊
天子、一々、富四海を、たのむ、
知、あき、夢、こ、な、ま、る、い、ん、や、貪、
孤獨の身、朝露、風、葉、此、命、あ、る、
かり、期、ふ、何、事、お、つ、祿、ん、と、
心、頭、燈、い、あ、く、し、て、閑、な、ん、に、
無心、當世用、袖、手、看、人、忙、半、飛、此、濁、
酒、春、風、暖、あ、り、

○今、幕下、正月、十日、御建、
松、此、落、白、花、事、あ、る、
御、治、世、の、とき、天、御、
藤、原

康景がわくくつこむ女感やく
正月に於て夜にあり

はかりのむすねはむらりゆやく
はかりのむすねはむらりゆやく

とくふ事とてたふらるる康景はしと
治しんゆきねく御せくあつる
二ふらりねのむらとて歳首まき
はかりのむすねはむらりゆやく
たふらるるむらりゆやく

○貴公院号之外有稱死者死也
喜死前信故大臣

○事林廣記小蒙言の譯語あり
滿州字式小難題の譯語あり



以下
3丁
白紙

